

にっしん幸せまちづくりプラン（中間見直し） 目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と目的	1
	(1) 地域社会の変化と求められる新しい支え合いのまちづくり	
	(2) 地域福祉計画	
	(3) 地域福祉活動計画	
2	計画の性格	4
	(1) 計画の根拠	
	(2) 各計画の一体的な策定と役割	
	(3) 地域社会における「互助」の重要性	
	(4) 実施主体の分類と役割	
	(5) 地域範囲の設定	
	(6) 市の他計画との関連と位置づけ	
	(7) 計画の期間	
3	計画の策定体制	13
4	名称「にっしん幸せまちづくりプラン」について	15

第2章 現状と課題

1	全国の地域福祉における現状と課題	17
2	本市の地域福祉における現状	19
	(1) 総人口及び世帯数の推移	
	(2) 決算総額及び民生費の推移	
	(3) 市内の社会資源	
3	第2次計画前期（平成27年度～30年度）の成果と本市の課題	25
	(1) 福祉コミュニティ意識調査の結果から	
	(2) 第2次計画前期の成果と課題について	
	(3) 地域福祉推進体制と地域包括ケアシステム	

第3章 地域福祉計画

1	基本理念	39
2	施策体系	40
3	基本目標・基本施策	41
	目標1. 地域福祉活動を拡充しよう！	41
	(1) 地域の困りごとの相談や情報提供の充実	
	(2) 社協の体制の強化	

(3) 防災・防犯と福祉を一体化した地域活動の推進

目標2. 地域福祉活動を支援しよう！ 48

- (1) 活動の人材育成の推進
- (2) 地域福祉活動の拠点づくりの推進と支援
- (3) 地域福祉団体・事業者による活動の支援

目標3. 地域福祉活動をつなぎ、大きな力に育てよう！ 54

- (1) 若い世代もつなぎ、地域で困りごとを解決するための連携と仕組みづくり
- (2) 市民交流活動の推進と活動への参加促進
- (3) 福祉に関する理解を広げる福祉教育の推進

第4章 地域福祉活動計画

1 基本的な考え方 59

- (1) 「地域福祉計画」の基本理念・基本目標を共有した実行計画
- (2) 具体的な活動を明確にし、重点事業化

2 活動計画における「5つの重点事業」 60

【重点事業1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充 61

- (1) 支援体制の構築 ～地域の相談窓口を設置します～
- ◎ (2) わたしの問題はわたしたちの問題 ～地域課題を共有します～
- ◎ (3) 協働組織の設置 ～地域に応じた協働組織を設置します～
- (4) みんなで活動 ～地域の協働組織の運営を支援します～
- (5) 広がる連携 ～3圏域単位のネットワークを構築します～

【重点事業2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援 67

- ◎ (1) 組織設置 ～相談窓口の設置とネットワークの強化～
- ◎ (2) 意識啓発 ～当事者理解に向けた啓発活動～
- (3) 交流活動 ～当事者活動の支援～
- (4) 個別支援 ～社会参加に向けた支援の提供～

【重点事業3】協働による地域の見守り支援体制の充実 72

- ◎ (1) きっかけづくり ～人材育成を進めます～
- (2) 協力体制 ～見守り活動を啓発し、理解を広げます～
- (3) 見守り強化 ～見守り活動を広げていきます～
- (4) 多職種連携 ～活動分野を超えた連絡会や交流会を実施します～
- (5) 活動連携 ～市民活動の支援体制の連携を強化します～

【重点事業4】地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編 78

- ◎ (1) 人材データベース ～地域の人材を紹介～
- (2) 資金データベース ～助成金等の情報を提供～

(3) 空家データベース ～空家等での拠点づくりを支援～	
◎ (4) 移動支援体制の充実 ～福祉有償運送やボランティア輸送の育成～	
【重点事業5】「つどいの場」の開設支援	83
◎ (1) 出会いの場づくり ～「つどいの場」の開設を支援します～	
(2) まなびの場づくり ～地域課題を共有します～（再掲）	
(3) 協議の場づくり ～地域に応じた協働組織を設置します～（再掲）	
(4) 協働の場づくり ～地域の協働組織の運営を支援します～（再掲）	
(5) 継続の場づくり ～運営が継続されるよう支援します～	

第5章 自殺対策計画

第6章 成年後見制度利用促進計画

第7章 計画の推進

1 今後の推進体制	89
2 計画の進捗管理	92
3 評価指標と目標値	93

資料編

1 計画見直しの経緯	97
(1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会の開催日程	
2 計画策定委員会等設置要綱	101
(1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会設置要綱	
3 計画策定にご協力いただいた委員	105
(1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会	
4 計画見直しに係る市民からの意見聴取	108
(1) 日進市福祉コミュニティ意識調査	
(2) パブリックコメント	
5 地域福祉に関わる本市の各種データ	109

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

(1) 地域社会の変化と求められる新しい支え合いのまちづくり

現在、地方から都市部への人口集中や就労形態の多様化、高齢化や核家族化など、社会状況の変化によって、地域のつながりが薄れ、お互いが助け合うといった地域の相互扶助(地域福祉)の機能が失われつつあります。

さらに、少子化高齢化が進み人口減少社会が到来した社会状況の中で、子どもを巻き込んだ事件や虐待、高齢者や障害のある人をねらった悪質な商法の発生、自殺やひきこもり、家庭内暴力の増加など、日常生活における福祉課題も複雑多様化しています。

また、高齢者支援における地域のニーズとして、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともにつどえる環境づくりが求められていることや、介護保険の総費用が急速に増大していることなどから、介護保険法(平成12年4月施行)の一部改正によって介護予防・日常生活支援総合事業の見直しが行われ、これまで以上に介護保険給付以外のサービスの活用や地域の見守り・支え合いの取り組みを考える必要性が出てきています。

そうした状況の中で、地域でだれもが安心して暮らし続けられるようにしていくためには、これまでのような行政による画一的なサービスで対応することが難しくなっています。そのため、地域の相互扶助(地域福祉)の機能を再構築し、地域における見守り活動を含むボランティア活動など、地域において持続可能な支援に取り組んでいくことが求められています。

本市は、全国的に人口減少が進む中で、人口が増加していますが、新興住宅街と旧来からの集落が混在しており、市民の意識や高齢化率など、地域によって大きく環境が異なる状況にあります。また、近い将来には、全国的な状況と同様に、急激に少子化高齢化が進むことも予想されています。

そこで、本市においては、地域でだれもが安心して暮らし続けられるよう、

「わたしたちのまち」において新しい助け合いが行われるまちづくりが求められ、特に個々の生活範囲において行われる様々な活動は、地域社会のつながりを築いていく上で、市民の役割が再認識され、重要視されています。

そうした中、本市では、平成17年に第1次地域福祉計画を策定し、関係者を中心に様々な取り組みが進められてきました。社会状況の変化に応じて複雑多様化した地域課題に対応していくため、行政の福祉サービス以外の支援が地域に応じて行われるなど、市民による新たな取り組みが生まれ、一定の成果があがっています。

また、平成27年には、市民活動をはじめ、行政、地域福祉の推進を目的とする団体である社会福祉協議会、社会資源である社会福祉事業者等による重層的な支援体制（＝地域包括ケアシステム）を構築し、地域福祉のさらなる発展を目指すため、第2次地域福祉計画と第4次地域福祉活動計画を一体的に策定した「にっしん幸せまちづくりプラン」を策定しました。

(2) 地域福祉計画

平成12年6月に、新しい社会福祉の考え方に基づいた地域福祉の推進を定めるため、従来の社会福祉事業法(昭和26年6月施行)が抜本的に見直され、「社会福祉法」として改正されました。この改正により「地域福祉の推進」が位置づけられ、「市町村地域福祉計画」の策定が規定されました。

本市では、社会福祉法の理念に基づき、平成17年に「日進市地域福祉計画(計画期間：平成17年度～平成26年度)」(以下「第1次計画」という。)を策定し、様々な取り組みが進められています。

また、地域福祉計画については、平成19年の厚生労働省通知により、計画に盛り込むべき項目に「要援護者支援」が追加され、これにより日頃から要援護者の情報を把握し、民生委員児童委員等と情報共有を図ることで、要援護者が安心して地域で生活できるようにすることが求められています。

さらに、平成27年に施行された生活困窮者自立支援法により、生活困窮者

の自立支援についても計画に盛り込むこととなったほか、平成 29 年に公布された改正社会福祉法により、地域での支え合い体制や専門機関との連携づくりなど、多様で複合的な地域課題への対応が求められています。

(3) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が市民に対して実施する地域福祉に関する具体的な活動を定める計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられています。

日進市社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、昭和 61 年 2 月に社会福祉法人格を取得して以来、市民や各種福祉団体等の理解と協力によって運営されており、本市の在宅福祉や地域福祉の中核的な団体として活動を展開しています。

社協の計画としては、平成 10 年 4 月に「ふれあいネットワークプラン 21」を策定し、平成 18 年 3 月に「日進しあわせプラン(第 1 次日進市地域福祉活動計画)」を策定しています。平成 20 年度に第 2 次活動計画、平成 23 年に第 3 次活動計画を策定し、平成 27 年からは地域福祉計画と一体的に活動計画を策定しています。

これまでの活動計画は、地域福祉において社協が積極的な役割を果たす活動指標として、計画に基づいた各種事業が実施されています。

今後は社会福祉法の主旨からも、市全体の地域福祉を推進する中心的な役割を社協が担っていくことになるため、平成 29 年に策定した日進市社会福祉協議会発展強化計画、平成 30 年に策定した日進市社会福祉協議会職員体制整備計画により組織や職員体制の強化を図り、市民が身近な地域の福祉課題を発見し、必要な社会資源を生かして自ら課題解決に向けた取り組みが進められるよう、社協において、よりきめ細かな地域福祉活動の展開と支援が求められています。

2 計画の性格

(1) 計画の根拠

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」と法第109条に規定する社協の「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

(2) 各計画の一体的な策定と役割

これまでは、市と社協が別々に「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を策定してきましたが、それぞれの役割があいまいな状況となり、地域福祉を推進する上で弊害のひとつとなっていました。

各計画は地域福祉の推進を目的とし、密接に関連していることから、めざすべき方向を合わせ、行政と社協のそれぞれの役割を明確にした上で、一体的に取り組むことが必要と考え、今回から協働で計画を策定していきます。

本計画は、「地域福祉計画」を基本計画(方針部分)とし、「地域福祉活動計画」を実施計画(活動部分)として、それぞれの役割を担うものとしています。また、行政の画一的な支援(公助)では不足したり、充分に対応できないサービスを、地域之力(共助)で支援していくことをめざしていきます。さらに、地域における市民自らの取り組み(自助)を尊重し、地域福祉を推進するための指標となる計画をめざすとともに、関係する福祉分野の個別計画の基本理念や地域福祉推進のための施策や取り組みを、総合的に包括していく計画となります。

● 地域福祉の補完性 ●

個人でできることは自ら行う。
地域でできることは地域で行う。
行政でできることは行政が行う。 } 市民主体の自治の推進



自助：他の人に頼らず、自らの収入等において、自らの生活を支え、自らの健康を維持していくこと

共助：地域社会における相互扶助(隣近所や友人、知人とお互いに助け合う)やNPO、ボランティア、社会福祉法人などによる支え合いのこと

公助：福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づく、公的な支援やサービス提供のこと

(3) 地域社会における「互助」の重要性

これまでは、自助、共助及び公助の組み合わせによって、地域社会を支えるとの認識が一般的でしたが、社会情勢の変化や、核家族化の進展に伴い独居者が増加すると見込まれる中で、「共助」の中にも社会保険のような制度化された相互扶助に対して、近隣の助け合いやボランティア等の相互扶助については「互助」として、地域での世代間を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」の重要性が求められています。

本計画書においては、どちらも「共助」として記載していますが、「互助」という概念については、あくまで個人の自発的意思によって他を思う気持ちの発露として行われるものであり、さらに、地域コミュニティのつながり、絆の

再構築に向けても重要な役割を果たすものとして、今後は位置づけることができると考えています。

(4) 実施主体の分類と役割

本計画では、本市の自治の基本事項を定めた日進市自治基本条例第3条に定義されている「市民」と「コミュニティ」のうち、活動する主体の性格とその活動内容をわかりやすく表現するために、地域において福祉活動を行うことを目的とする団体などである「福祉系法人等」(※)、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であることが法的に位置づけられている「社協」、そして「行政」の分類で整理しています。

※福祉系法人等：福祉事業者、NPO法人、企業をいいます。

日進市自治基本条例第3条(定義) 抜粋

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。
- (2) 協働 共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ることをいいます。
- (3) コミュニティ 住民自治組織等地域の問題を自ら解決することを目的とする集団又はNPO等の活動内容若しくはテーマを主なつながりとする集団をいいます。
- (4) 市民自治活動 市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。

分類と役割



(5) 地域範囲の設定

「地域」と一口で言っても、人によってイメージする概念や捉え方は様々です。自分の家から向こう3軒両隣くらいと考える人もいれば、区・自治会や市の区域の範囲と考えている人もいますが、それらはすべて「地域」であることには変わりはありません。

「地域」とは、そこに住む人の居住環境や交友関係、移動手段の有無などによって様々であるため、「地域」の課題と言っても、その範囲によって課題解決に必要なことは異なります。

本計画では、「地域」の範囲のあり方を整理する中で、地域を以下のように分けて、考えています。

本人・家族

地域を構成する最小の単位です。地域福祉の補完性において、本人・家族は自助の主体であり、課題に対して最初に直面することになります。

単位福祉圏域[隣近所や自治会の班・組の区域]

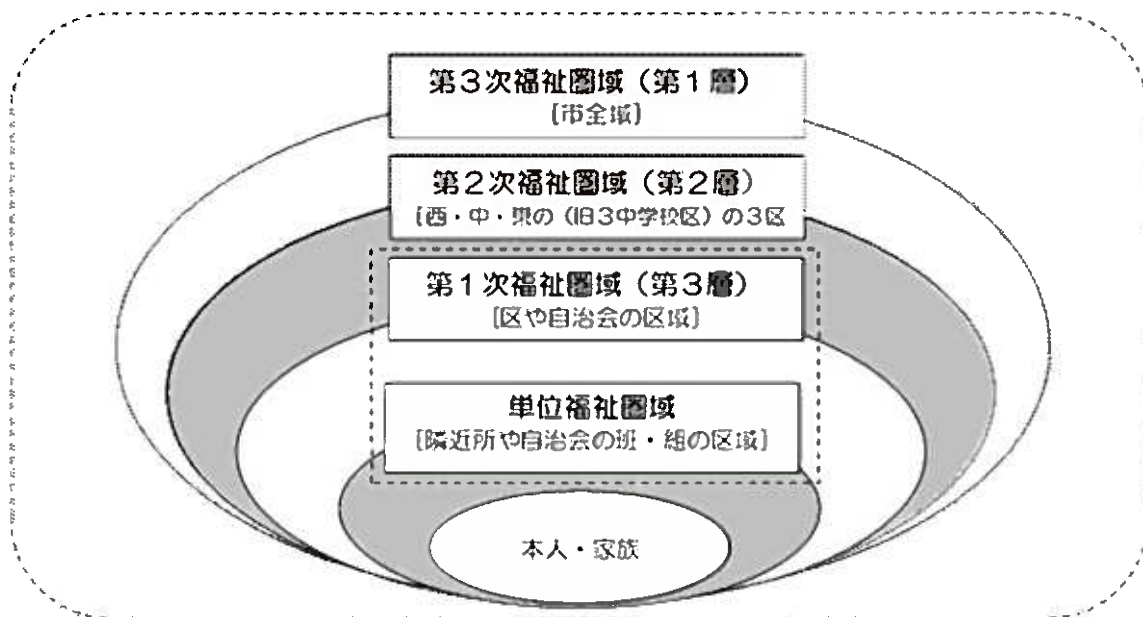
第1次福祉圏域(第3層)[区や自治会の区域]生活の課題を共有する場として考えられる範囲に、隣近所や自治会の班・組、区や自治会があります。この圏域では、属しているに関係なく、困っている人の顔が見え、互いを支え合える共助の主体となる範囲と考えます。

第2次福祉圏域(第2層)[西・中・東の(旧3中学校区)の3区域]

本市では、地域福祉をする民生委員児童委員の体制について、市内を3圏域に分けて活動を実施しています。また、介護保険制度における地域包括支援センターや、生活支援コーディネーターについても、3圏域に配属し、相談や地域包括ケアの体制づくりをしてきました。本市の地域福祉を推進するにあたって、第2層を3圏域で設定することは、地域の見守り、専門職との連携を行う体制を整備しやすいという利点があります。

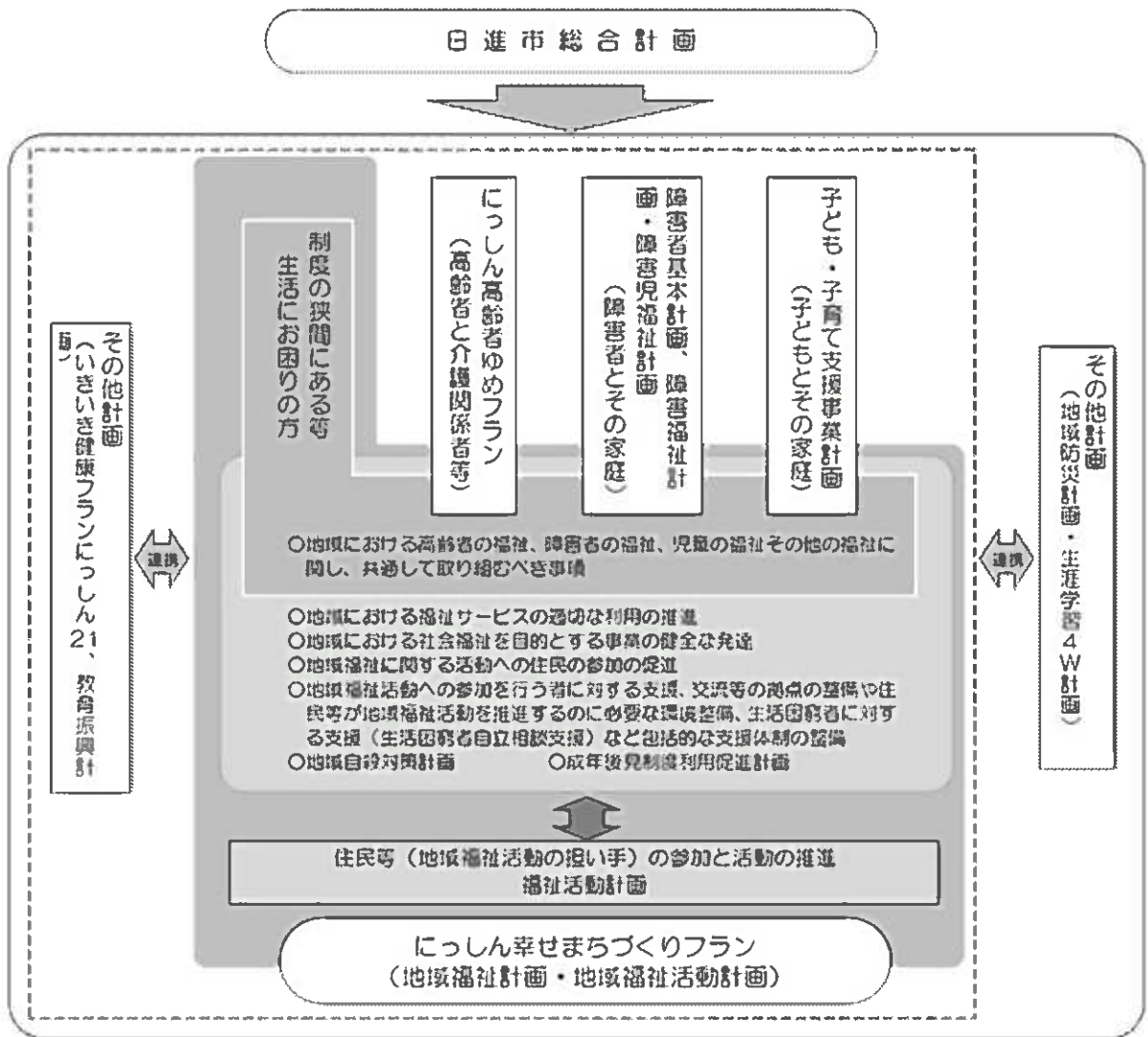
第3次福祉圏域（第1層）〔市全域〕

第2層を取りまとめ、全市的な活動を行う圏域として、「市全域」があります。市には、数多くの委員会や協議会が存在しているため、分野ごとの情報を共有し、調整機能を持つことで、社会資源の開発や虐待などの困難事例への対応ができると考えています。



(6) 市の他計画との関連と位置づけ

本計画は、「日進市総合計画」を上位計画とした地域福祉計画です。また、平成29年の社会福祉法の改正に伴い、本計画は地域福祉に関する上位計画に位置づけられたため、「にっしん高齢者ゆめプラン」や「障害者基本計画」の上位計画であるとともに、「子ども・子育て支援事業計画」、「いきいき健康プランにっしん21」などの他の保健福祉分野の計画や「教育振興基本計画」、「男女平等推進プラン」などを横断的につなぎ、地域福祉に関連する施策・事業の総合的な推進が図れるように策定しています。



①第5次日進市総合計画における位置づけ

平成23年度～令和2年度を計画期間とする「第5次日進市総合計画」では、「いつまでも暮らしやすい みどりの住環境都市」を将来都市像として定めています。また、6つある基本目標の一つに「子育て・健康長寿を支えるまちづくり」を掲げており、その中に「地域福祉」が位置づけられています。

本市は、若い世代が多く住む地域と高齢化が進む地域が混在し、その地域の実情に見合った地域福祉を進めていくことが望まれています。さらに、新たな課題である生活困窮者については、低所得者支援として、生活支援や就労支援を含んだ総合的な支援の取り組みが必要です。

「地域福祉」の施策がめざす将来の姿

- 市民一人ひとりがお互いの暮らしを尊重し、支えあえる地域になっています。
- だれもが安心して暮らし続けられる地域になっています。

②にっしん高齢者ゆめプラン(日進市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

(第6期:平成27年度～平成29年度) (第7期:平成30年度～令和2年度)

老人福祉法及び介護保険法を根拠とし、主に高齢者福祉に関する市の方針等を定めた計画です。

本計画での主な関連施策・・・「身近な地域における見守り・交流機会の充実」等

③日進市障害者基本計画

(第2次:平成21年度～平成30年度) (第3次:令和元年度～令和5年度)

障害者基本法を根拠とし、主に障害者福祉に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「地域ネットワークの推進」等

④日進市障害福祉計画

(第4期:平成27年度～平成29年度) (第5期:平成30年度～令和2年度)

障害者総合支援法を根拠とし、主に障害福祉サービスに関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「地域生活支援事業」の一部

⑤子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～令和6年度)

次世代育成支援対策推進法を根拠とし、主に児童福祉に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり」等

⑥いきいき健康プランにっしん21

(第2次:平成26年度～令和5年度)

健康増進法を根拠とし、主に保健・健康づくりに関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「みんなで支える健康づくり」等

⑦教育振興基本計画(平成25年度～令和2年度)

教育基本法を根拠とし、主に家庭教育、学校教育、生涯学習に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「安全で安心して学ぶことができる教育環境の整備」等

⑧男女平等推進プラン(第2次:平成23年度～令和2年度)

日進市男女平等推進条例を根拠とし、主に男女平等推進やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「地域活動の場における男女平等を推進」等

⑨生涯学習4Wプラン

(第3次:平成24年度～平成28年度)(第4次:平成29年度～令和3年度)

主に生涯学習に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「生涯学習に関わる人材の育成・活用」等

⑩環境基本計画(平成16年度～令和5年度)

日進市環境まちづくり基本条例を根拠とし、主に生態系や自然環境・生活環境に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「コミュニティ」等

⑪食育推進計画

(第2次:平成26年度～平成30年度)(第3次:令和元年度～令和5年度)

食育基本法を根拠とし、主に食生活に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「食を通じて豊かな『心』を育みます」等

⑫地域防災計画

災害対策基本法を根拠とし、主に各種災害時の防災対策に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「災害時要援護者の安全対策に関する計画」
等

⑬都市マスタープラン(平成23年度～令和2年度)

都市計画法を根拠とする、まちづくりに関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「“にぎわい”と“ふれあい”を生み出す新たな『都市拠点』の形成」等

(7) 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度～令和6年度の10年間とし、5年目の令和2年度には地域福祉計画及び地域福祉活動計画の中間見直しを行います。

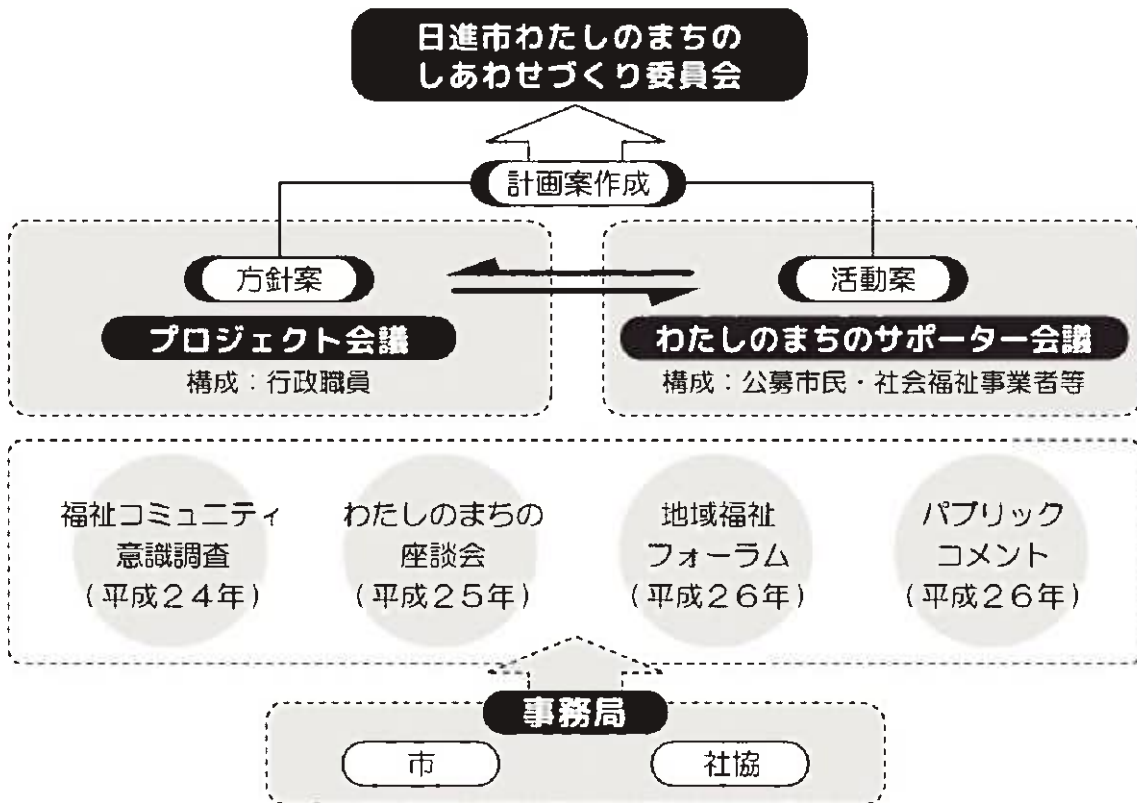
ただし、社会状況や本計画の進捗に合わせ、必要に応じて見直しを実施します。

3 計画の策定体制

(1) 策定

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、市民との協働が重要であり、本市では、次のような体制・手法を取り入れ、市と社協とが連携・協働して策定しました。

計画策定にあたっては、地域福祉計画と地域福祉活動計画の2つの計画を一体的な内容としていくため、意識調査や地域座談会を市と社協が協働で行い、計画策定委員会についても一体化しています。



■ 計画策定委員会

地域福祉に関わる様々な分野からの意見を計画に反映するため、学識経験者、教育関係者、社会福祉関係者、ボランティア団体、公募市民等による委員で構成する「日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会」を設置し、計画に対するご意見を伺いました。

■プロジェクト会議

地域福祉に関連する他計画との整合を図るため、行政職員による委員で構成する「プロジェクト会議」を開催し、本計画の方針案について検討しました。

■サポーター会議

公募市民や社会福祉事業者等による委員で構成する「サポーター会議」を開催し、並行して開催される「プロジェクト会議」と情報共有を図りながら、地域の課題を検討・協議し、行動計画としての活動案を策定しました。

■福祉コミュニティ意識調査

この調査は、市民が安心して住み続けることができる地域にするために、地域における助け合いや福祉活動、周辺の居住環境の実態を明らかにし、どのような政策や行政サービスが求められるのかを検討することを目的とし、愛知学院大学政策科学研究所が市と社協の協力のもとに実施しました。

■地域座談会

市民自らが地域の課題や特性を明確にし、各課題について緊急度と重要度という視点で優先順位を話し合う場として、「日進市わたしのまちの座談会」を各小学校区9地区で開催しました。

■パブリックコメント

委員会等からのご意見を反映した計画の案について、市民からの意見聴取のためにパブリックコメントを実施しました。

■地域福祉フォーラム

地域福祉の理解を広げることを目的として毎年開催されていましたが、平成26年度においては、本計画の策定に向けたキックオフイベントとして開催しました。

(2) 中間見直し

今回の中間見直しにあたっては、「わたしのまちのしあわせづくり委員会」で協議したほか、福祉コミュニティ意識調査を、市・社協・愛知学院大学政策科学研究所と協働で実施しました。また、計画の素案について、市民からの意見聴取のため、パブリックコメントを実施しています。

4 名称「にっしん幸せまちづくりプラン」について

本計画は、「地域福祉」という市民の日常における生活全般に関わる内容の計画書です。日常生活において、日々の暮らしや様々な市民活動を行っていく中で、あえて「地域福祉」を意識している人は多くはないと思います。しかしながら、日常の暮らしや日々の市民活動が結果として地域福祉につながっているということ、そして、だれもが少しずつでも「地域福祉」の視点を持ってもらうため、さらに、広く市民に親しまれ、愛着を抱いていただけるようにするため、本計画の名称を「にっしん幸せまちづくりプラン」としました。

第2章 現状と課題

1 全国の地域福祉における現状と課題

我が国の人口は2004年をピークに徐々に減少しており、2055年には9,000万人を割り込み、高齢化率は40%を超えると推計されています。

また、少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.3人が支える社会構造になると想定されています。

その中で現在、全国における地域福祉に係る課題としては次のようなものがあります。

<孤立死>

死亡後に長期間発見されない孤立死が各地で発生し、社会問題化しています。単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、支援を望まない単身者の増加等の様々な要因が考えられます。そのため、単身者や高齢者世帯等の地域からの孤立の防止が求められています。

<徘徊・行方不明>

認知症高齢者等が徘徊し、行方不明や死亡に至るケースがみられます。地域の理解不足などもあり、発見から保護に時間がかかることが原因の一つと考えられます。そのため、地域の人々による認知症の理解と早期発見が求められています。

<高齢者や障害者虐待>

市町村等が対応する高齢者や障害者に関する虐待相談・通報件数が増えています。一方で被虐待者自ら訴えることは少なく、また、虐待されている自覚がない者も少なくないとも言われています。そのため、孤立している介護世帯等の早期発見と支援が求められています。

<児童虐待>

児童相談所の児童虐待に関する相談対応件数も増えています。過去、表面化した児童虐待の死亡例のうち、心中以外の虐待死において3歳以下の子どもが全体の約7割を占めています。そのため、子育てへの心理的負担感軽減のための支援が必要とされています。

<障害者の地域移行等>

現在、福祉施設から自宅やグループホームなどへの地域移行が進められています。また、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法が施行されましたが、地域における障害者への理解はまだ充分とは言えません。そのため、地域の受け皿づくりが求められています。

<消費者被害>

消費者被害件数としては20～30歳代に多く、一方で、金額においては中高年齢者層の被害が深刻で、特に一人暮らしの高齢者が標的になりがちです。また、被害の自覚のない人も多く、消費生活相談センター等に相談しない高齢者や障害者の存在が考えられます。そのため、身近な相談者、生活変化を察知できる関係の構築が求められています。

<災害時要援護者>

大規模災害(地震・風水害等)では、多くの高齢者等が犠牲となる可能性が懸念されています。そのため、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者の避難支援や、災害時に力を発揮する日常的なつながりや支え合いが求められています。

<ひきこもり>

ひきこもりは半年以上社会参加できずにいる状態であり、その数は全国で100万人以上とも推計されています。高齢化が進み、80代高齢者の親とひきこもり状態の50代無職が同居する、いわゆる8050問題を抱える世帯が顕在化しています。学校、仕事、病気など要因は様々ですが、精神保健、医療、介護、福祉、教育などの社会的支援が必要とされています。

<自殺>

我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されることが求められています。

<地域共生社会>

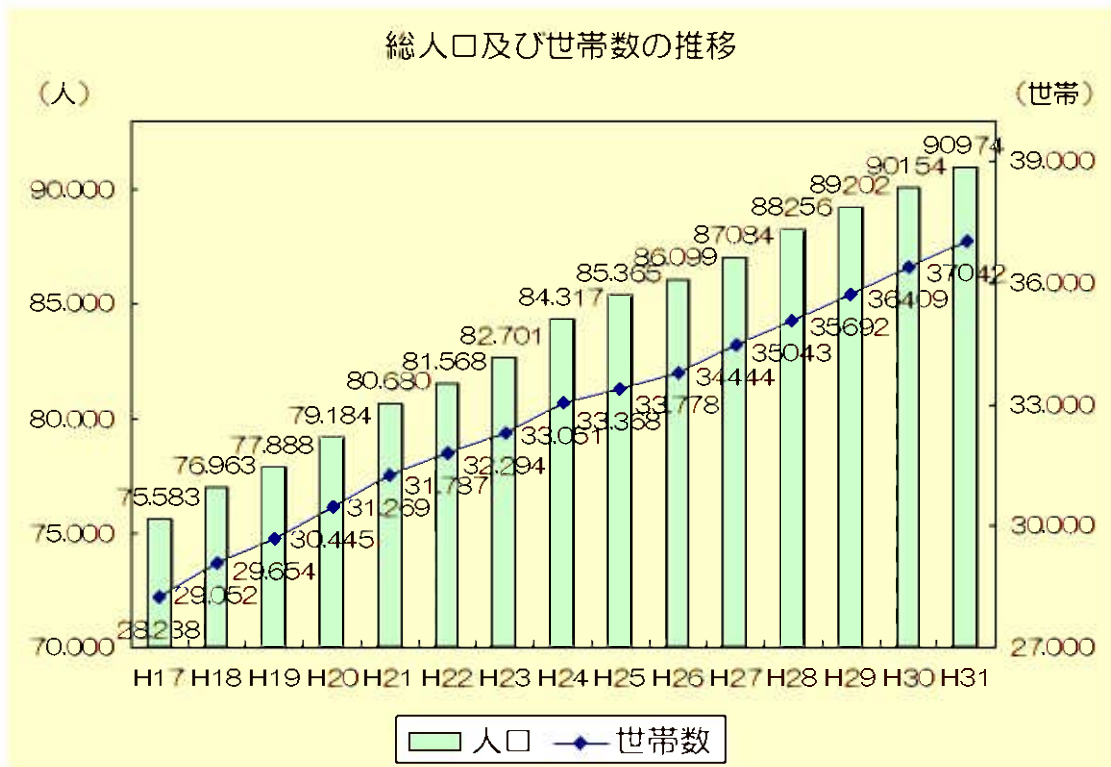
地域における社会構造の変化や、複合的な地域課題に対し、制度・分野ごとの縦割りや、「受け手」「支え手」といった従来の仕組みでは対応が難しくなっています。国はこれからの地域福祉について、地域の多様な主体が参画して地域をつくっていく「地域共生社会」に向けた取り組みが必要としています。

出典：厚生労働省作成資料より

2 本市の地域福祉における現状

(1) 総人口及び世帯数の推移

本市の総人口は増加を続けており、平成31年の人口は90,974人、世帯数は37,042世帯となりました。



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在。
平成24年までは外国人登録人口含む）

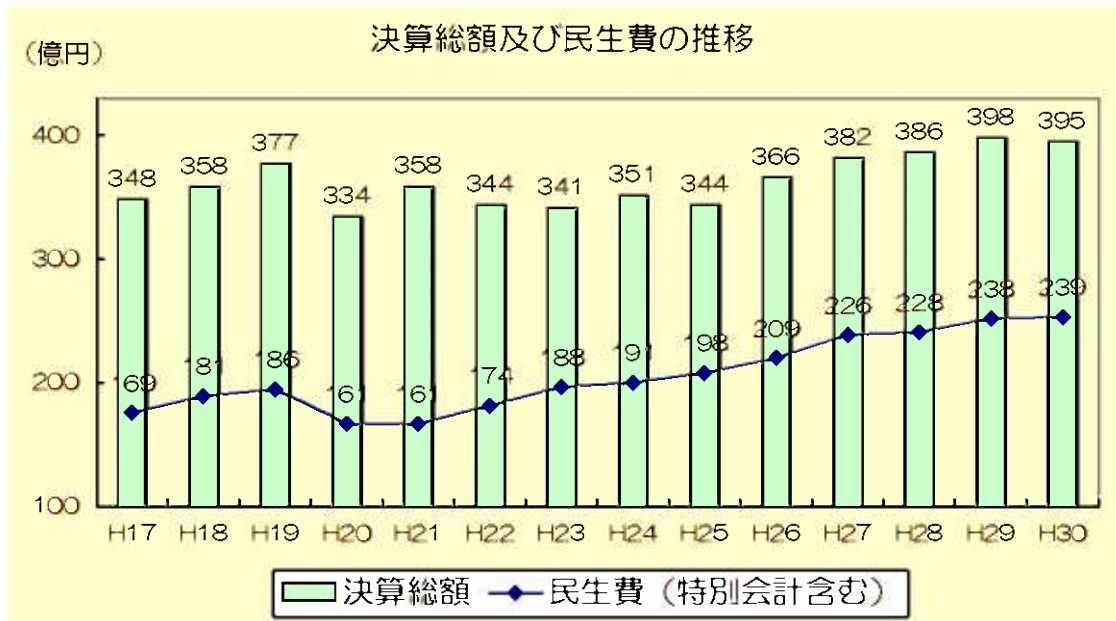
また、本市の将来推計人口における65歳以上の割合は、平成27年度以降19.5%前後で落ち着いていきますが、75歳以上の割合は上昇し、平成37年には11.6%と平成17年当時のほぼ倍になることが予測されています。

（その他、地域福祉に関する各種データは資料編をご覧ください。）

(2) 決算総額及び民生費の推移

本市の決算総額における社会保障経費である民生費については、平成20年度に医療制度改正等に伴う減少がみられますが、総じて年々増加傾向にあります。

現状のままでは、障害福祉サービスや介護保険サービス等の事業費が大幅に増加していくことが予測され、今後も社会状況の変化等によるさらなる社会保障経費の増大が見込まれるため、より効率的かつ効果的な施策が展開されるよう、既存施策の見直しや転換等が求められています。



(3) 市内の社会資源

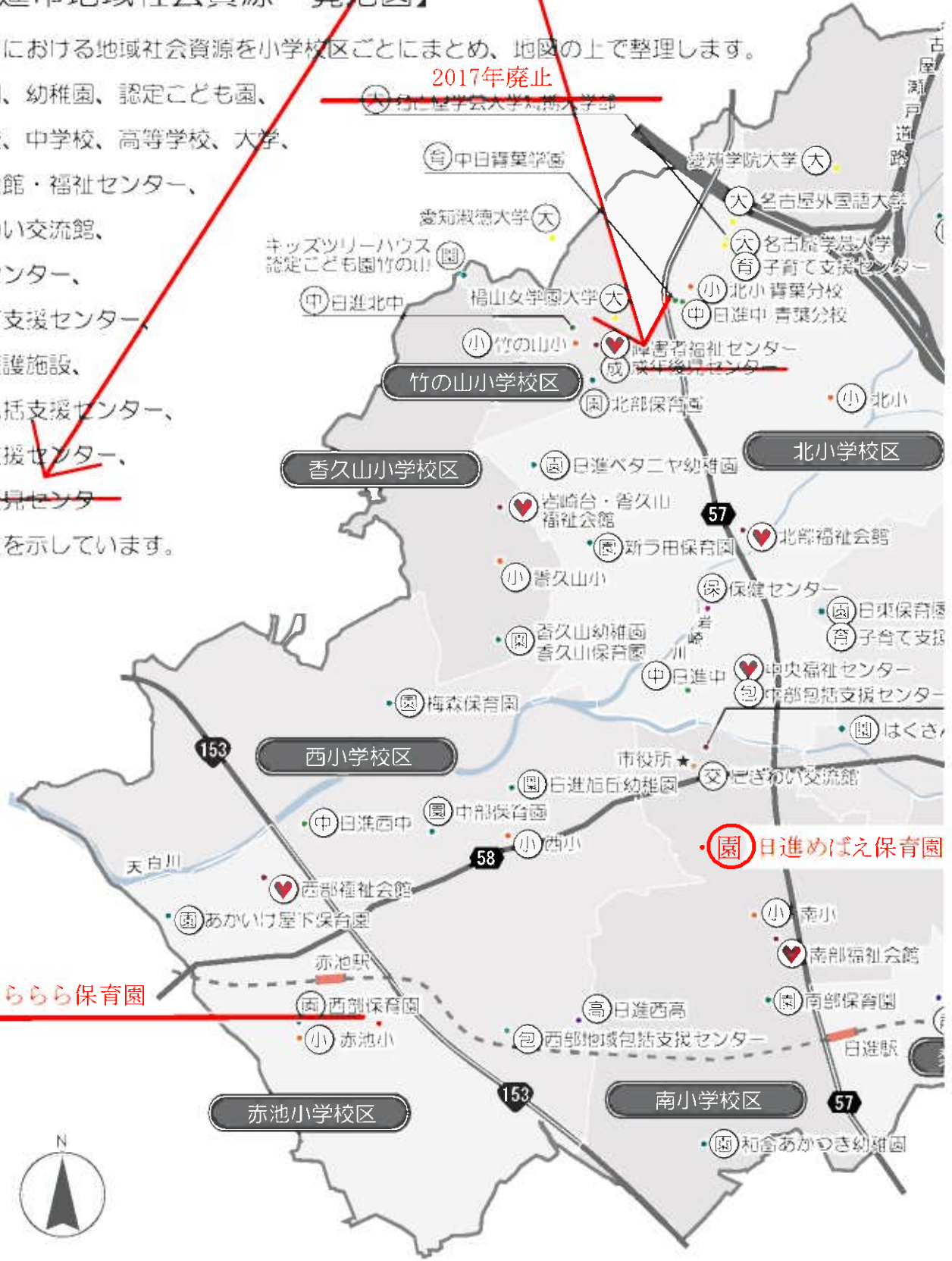
本市における社会資源を日進市地域社会資源一覧地図と日進市世代別地域社会資源散布図に示します。

【日進市地域社会資源一覧地図】

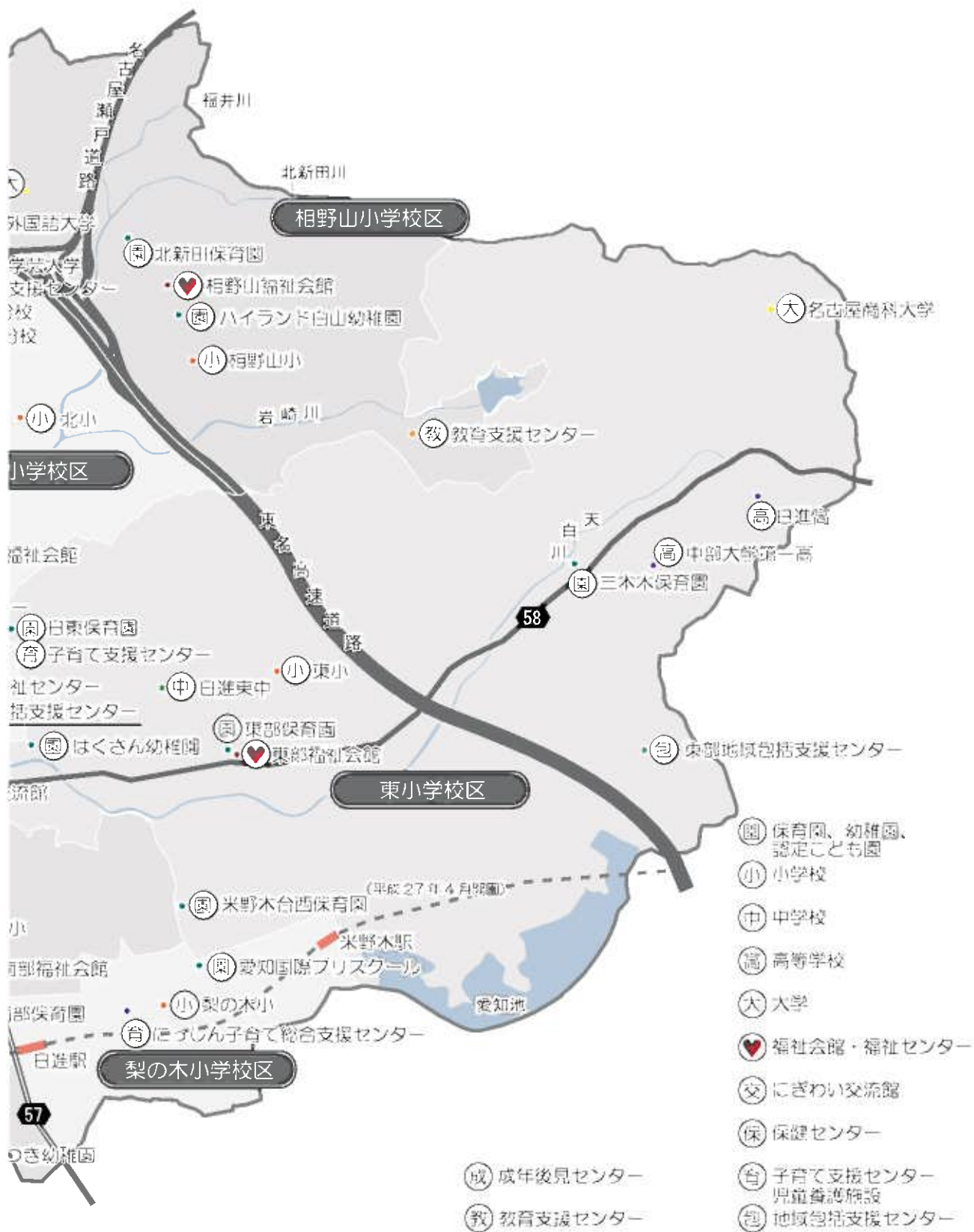
日進市における地域社会資源を小学校区ごとにまとめ、地図の上で整理します。

保育園、幼稚園、認定こども園、
 小学校、中学校、高等学校、大学、
 福祉会館・福祉センター、
 にぎわい交流館、
 保健センター、
 子育て支援センター、
 児童養護施設、
 地域包括支援センター、
 教育支援センター、
~~成年後見センター~~
 の位置を示しています。

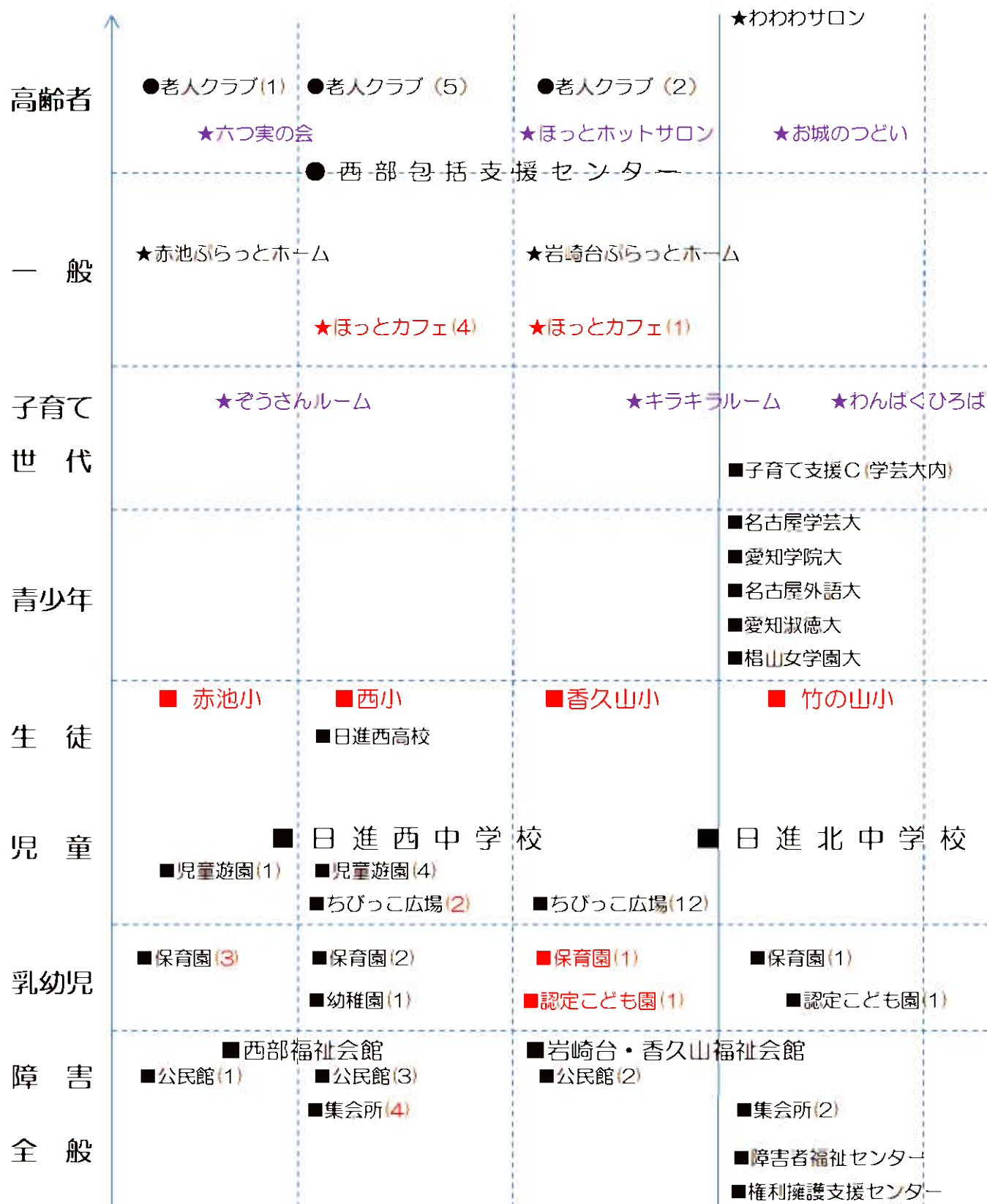
2017年廃止



- 第一編 日進市の概要
- 第二章 現状と課題
- 第一節 地域社会資源の現状
- 第二節 地域社会資源の課題
- 第三節 地域社会資源の活用
- 第四節 地域社会資源の整備
- 第五節 地域社会資源の連携
- 第六節 地域社会資源の持続



【日進市世代別・小学校区別地域社会資源散布図】（●組織・団体 ■場所 ★活動）



西部

<p>★あいあいサロン(本郷) ●老人クラブ(9)</p>	<p>★くりの実会 ●老人クラブ(10)</p> <p>★みなみのサロン ★たらの会</p>	<p>★おしゃべりランチ ★日進団地ふれあいサロン</p> <p>●老人クラブ(9) ●老人クラブ(2)</p> <p>★なごやかサロン ★藤島サロンみんな</p>	<p>●老人クラブ(2)</p> <p>★たんぼぼのつどい</p>	
●中部包括支援センター		●東部包括支援センター		
<p>★ふれあい食事会(御岳)</p>	<p>★南ヶ丘ぶらっとホーム ★東山ぶらっとホーム ★南ヶ丘つどいの会</p>	<p>★三ヶ峯陽だまりの会 ★藤島ぶらっとホーム</p>		<p>★五色園ぶらっとホーム</p>
<p>★ほっとカフェ(6)</p>	<p>★ほっとカフェ(1)</p>	<p>★ほっとカフェ(5)</p>	<p>★ほっとカフェ(3)</p>	<p>★ほっとカフェ(1)</p>
	<p>★やんちゃルーム</p> <p>■総合子育て支援C</p>		<p>★クレヨン広場</p> <p>■子育て支援C(日東保育園)</p>	<p>★パンダひろば ★ひよっこひろば</p>
		<p>■名商大</p>		
<p>■北小</p> <p>■日進中青葉分校</p> <p>■児童遊園(2)</p> <p>■ちびっこ広場(3)</p> <p>■保育園(1)</p> <p>■幼稚園(1)</p> <p>■北部福社会館 ■公民館(3) ■集会所(5)</p>	<p>■南小</p> <p>■日進中学校</p> <p>■児童遊園(3)</p> <p>■ちびっこ広場(8)</p> <p>■保育園(2)</p> <p>■幼稚園(1)</p> <p>■南部福社会館 ■公民館(4) ■集会所(7) ■中央福祉センター</p>	<p>■東小</p> <p>■日進高校 ■中部第一高 ■教育支援センター</p> <p>■児童遊園(2)</p> <p>■ちびっこ広場(3)</p> <p>■保育園(3)</p> <p>■幼稚園(1)</p> <p>■東部福社会館 ■公民館(4) ■集会所(3)</p>	<p>■梨の木小</p> <p>■日進東中学校</p> <p>■ちびっこ広場(3)</p> <p>■保育園(1)</p> <p>■認定こども園(1)</p> <p>■東部福社会館 ■集会所(3)</p>	<p>■相野山小</p> <p>■児童遊園(1)</p> <p>■ちびっこ広場(1)</p> <p>■保育園(1)</p> <p>■幼稚園(1)</p> <p>■相野山福社会館 ■公民館(1) ■集会所(6)</p>

中部

東部

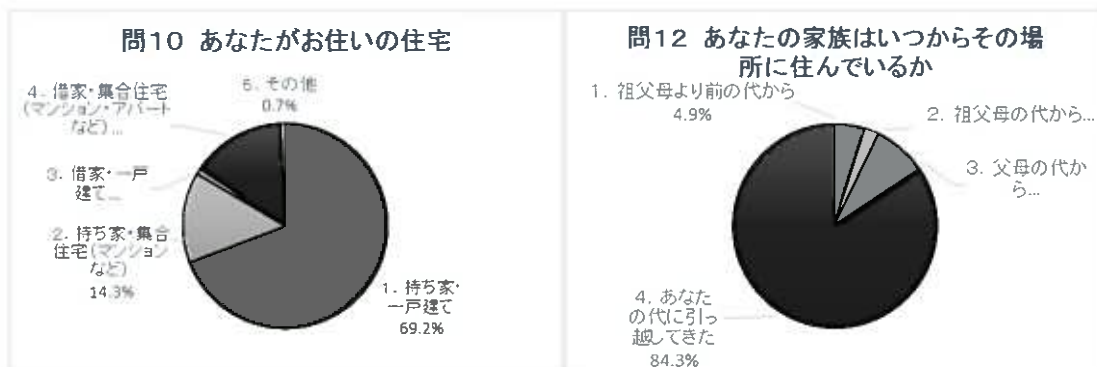
第2次計画前期（平成27年度～30年度） の成果と本市の課題

(1) 福祉コミュニティ意識調査の結果から

今回の中間見直しにあたり、「福祉コミュニティ意識調査」を実施し、主な特徴と課題を整理しました。

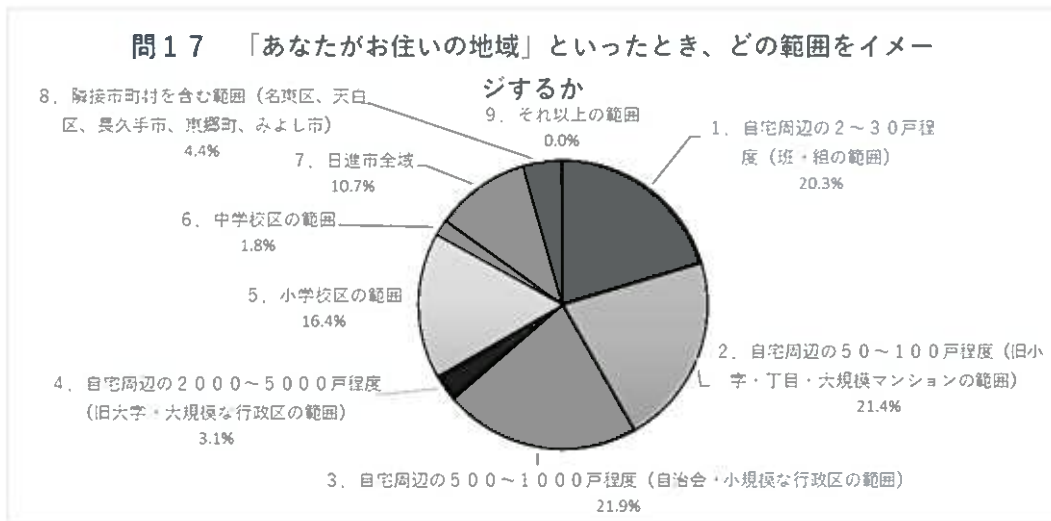
① 住まいについて

住まいについて聞いたところ、約7割が「持ち家・一戸建て」で、自分たちの代から住み始めた人が8割以上でした。このことから、定住を目的として日進を選んで持ち家を取得した人が多いことが分かります。

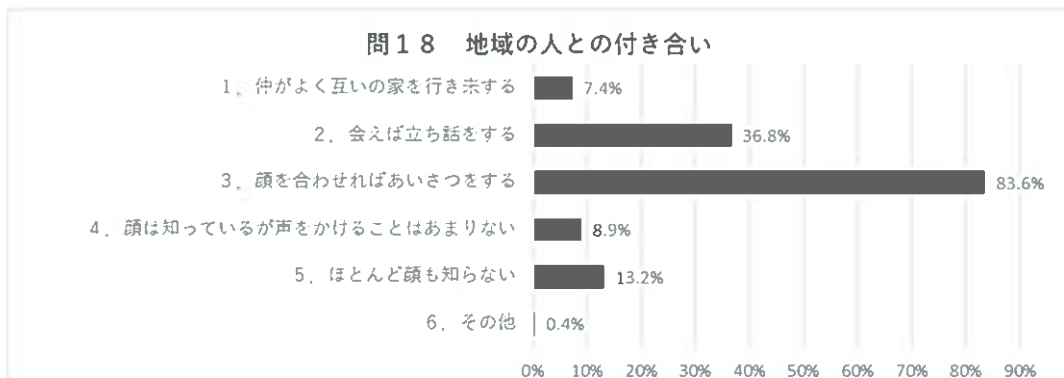


② 地域について

自分の地域をどの範囲でイメージしているかを聞いたところ、「自宅周辺の500～1000戸程度」、「自宅周辺の50～100戸程度」、「自宅周辺の2～30戸程度」がそれぞれ約2割と、地域コミュニティ組織のある比較的小さい範囲を自地域と認識していました。

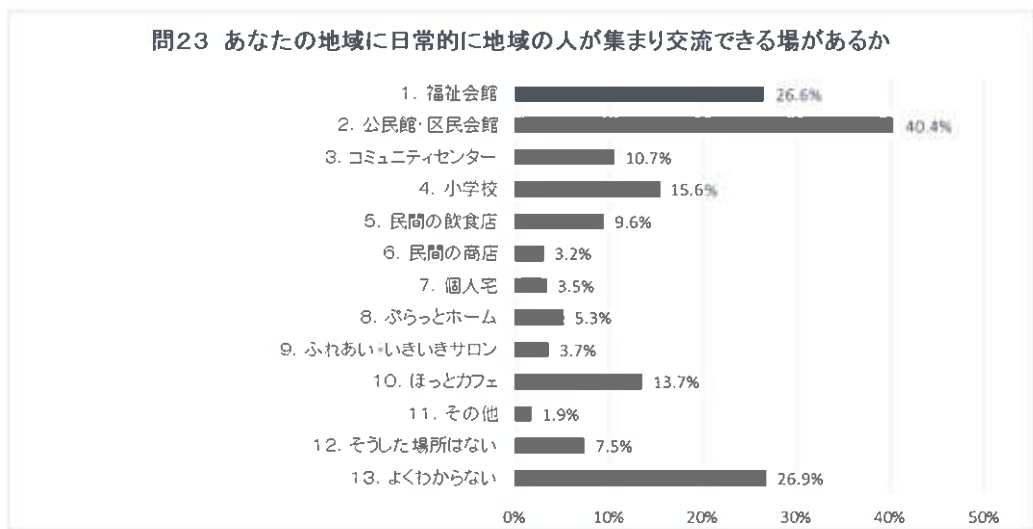


地域の人との付き合いの状況を聞いたところ、8割以上の方が「顔を合わせればあいさつする」と答えている。一方で互いの家を行き来するほど親密な関係をもっている人はわずかで、人間関係が希薄化している状況がうかがえます。



地域内での助け合いの状況を聞いたところ、助ける側、助けられる側どちらもあまり行われておらず、気軽に手助けや相談をできる状況にはなく、ほとんどが近隣の状況を把握できていないか、積極的に介入できない状況にあります。「困っていることがない」と答えた人は約4割で、残りの人は何らかの問題を抱えているとすれば、相互扶助の関係を地域で結んでいく必要があると考えられます。

地域の中での交流スペースや居場所について聞いたところ、「公民館・区民会館」が4割超、「福祉会館」が3割弱と、公共スペースが多く指摘されました。「ほっとカフェ」はやや認知されているものの、「ぶらっとホーム」や「ふれあい・いきいきサロン」といった事業型の場所への認知度は、五色園や南ヶ丘以外は低い状態です。また、4分の1の人は、「よくわからない」と答えており、地域内の関心が低いことがうかがえます。



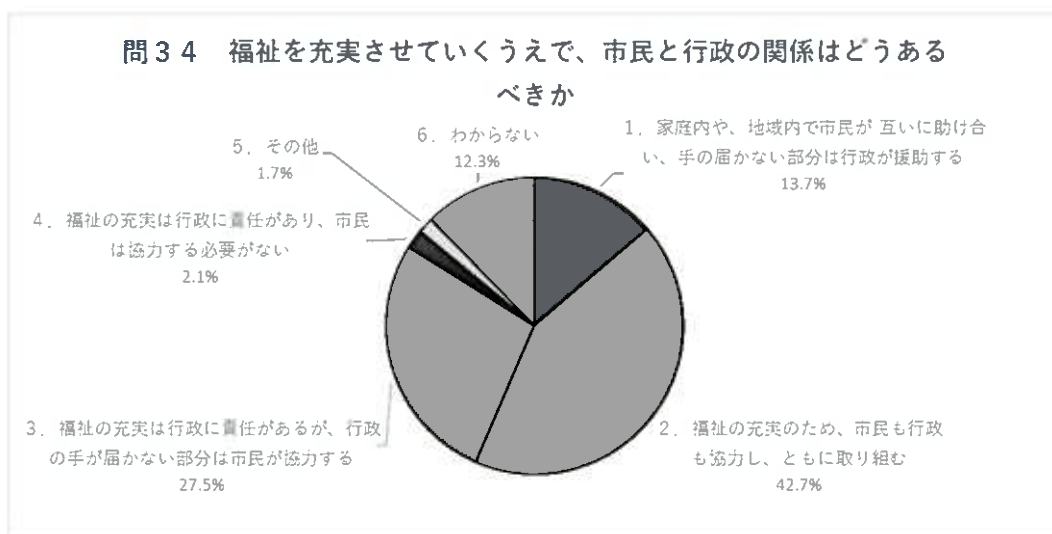
③ ボランティア活動について

ボランティア活動を行っているか聞いたところ、8割以上の人々が現在やっていないという回答でした。その理由として、5割以上の人々が「仕事があり時間がとれない」と回答し、次いで「ボランティア活動に関する情報がない」との回答が多くありました。これは地域活動を行わない理由と同様の傾向でした。また、若い世代では「家事・子育てがあり時間がとれない」や高齢世代では「健康や体力に自信がない」という回答が多い結果となりました。

逆に、現在ボランティア活動を行っている人に、どのようなきっかけで活動を始めたのか聞いたところ、最も多かったのは「友人・知人に誘われて」が4割超、次いで「自ら一念発起して」が3割となりました。一方でマスコミやインターネット、あるいはボランティア団体の広報誌、市の広報などの媒体を通じた情報を見て始めた人は少なく、先述の情報がないから活動をしないとする人に情報を提供したとしても、効果は少ないと考えられます。

④行政の役割について

行政と地域、市民の役割分担に対する意見を聞いたところ、4割以上の人
が「福祉の充実のため、市民も行政も協力し、ともに取り組む」と回答しまし
た。次いで3割弱の人が「福祉の充実には行政に責任があるが、行政の手の届か
ない部分は市民が協力する」という結果となりました。自助・共助が先にあり、
それでも無理なことを公助（行政）で行うという「補完性の原理」からすると、
やや公助（行政）に頼る部分が多い回答となりました。



(2) 第2次計画前期の成果と課題について

【基本目標1】

地域福祉活動を拡充しよう！

◆重点事業1

市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立支援制度に基づく「くらしサポート窓口」を設置 ○地域たすけあい相談員（CSW）を3名設置 ○生活支援コーディネーターは第1層（市全域）2名、第2層（市内3圏域）3名を配置。 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障害者、児童など、各分野で連携体制が構築されており、各分野の専門職や相談員が、他分野の連携体制について認識を持っていることが求められる。 ●地域たすけあい相談員（CSW）は、協働組織の運営を支援しているが、困りごとの相談件数は少なく、地域との信頼関係の構築が必要。

◆重点事業2

新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉課、くらしサポート窓口を中心に、市役所関係課及び関係機関を召集し、生活困窮者自立支援事業における支援調整会議を定期開催。 ○平成29年度に「日進市の子どもの支援を考える会」（通称：にこさほ）を立ち上げ、子どもの支援に関わるNPOや民間支援団体等との連携体制を構築。シンポジウムやワークショップ、講座等を開催。 ○介護者のつどい、認知症家族交流会、認知症カフェの運営や情報共有を行った。 ○フリースペースすばる、いちばん星の図書室、ラポールラボ、肢体不自由の方の子育てを支援するためのしゃべり場への支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者自立支援事業の実施により、既存の福祉分野外の連携体制を構築し、支援を行っている。今後も関係機関などの事業への理解や周知を求める。 ●社会資源である当事者交流会と個別支援を繋ぐ機能が求められる。

◆重点事業3

協働による地域の見守り支援体制の充実

成果	課題
<p>○まちの守り人、認知症サポーター、精神保健福祉ボランティア、災害ボランティアコーディネーターなど、各種養成講座を開催し、累計約7,000名が受講した。</p> <p>○こども110番の登録について、教育委員会と学校を中心として啓発を行った。500戸前後で推移している。</p> <p>○五色園地区において、認知症高齢者徘徊模擬訓練を実施した。</p> <p>○指定避難所（小学校）ごとに防災訓練や避難所開設・運営訓練を行った。</p> <p>○地域の自主防災組織（35団体）・自主防犯組織（29団体）の設立・活動支援を行い、団体の活性化を図った。</p> <p>○区長、民生委員の協力を得て、災害時要援護者の把握、登録を行った。1,100人前後で増減。</p> <p>○民生委員児童委員の協力を得て、高齢者世帯福祉票の登録を行った。900～1,000世帯で増減。</p> <p>○赤ちゃん訪問については、100%に近い実施率。訪問を実施し、要支援家庭を把握した場合には、早期に適切な支援に繋いでいる。</p> <p>○NPO、ボランティア、介護事業関係者等、生活支援サービスの担い手との情報の共有・連携強化の場として、地域支えあい円卓会議を開催。</p> <p>○虐待防止の情報共有及び意見交換のため、介護事業所を中心として地域福祉をつなぐ会を開催。</p>	<p>●見守り活動や活動を行う人材育成は、各事業で進められている。</p> <p>●連携で得られた情報をどのように活用するか、議論をする場を持つことが求められる。</p>

【基本目標 2】

地域福祉活動を支援しよう！

◆重点事業 4

地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編

成果	課題
<p>○にぎわい交流館（市民活動支援センター）、社会福祉協議会（ボランティアセンター）、生涯学習課で、それぞれ人材情報を集約。</p> <p>○赤い羽根共同募金、社協会費を財源として、地域福祉活動を行う団体に助成を行った。</p> <p>○市役所都市計画課を中心に空家バンクを実施。</p> <p>○福祉有償運送は32事業者が実施している。</p>	<p>●市民活動センターとボランティアセンターの役割分担や連携について、整理する必要がある。</p> <p>●ボランティアを含む市民活動を、地域のニーズと繋げる機能が求められる。</p>

【基本目標 3】

地域福祉活動をつなぎ、大きな力に育てよう！

◆重点事業 5

「つどいの場」の開設支援

成果	課題
<p>○つどいの場の開設支援、運営支援を行い、ぷらっとホーム6か所、ほっとカフェ21か所、ふれあい・いきいきサロン13か所、にっしん体操スポット19か所、その他6か所が開設している</p>	<p>●つどいの場の開設や運営は行われているが、地域課題を解決する協働組織の機能には至っていない。</p>

(3) 地域福祉推進体制と地域包括ケアシステム

本市の地域福祉推進体制として、第1次計画では「(仮称)ふれあい区構想」として、行政区や自治会における地域福祉を推進する組織づくりを進めました。その結果、南ヶ丘や岩崎の御岳団地、香久山地区において協働組織が立ち上がりましたが、全市的なシステムとしては実現に至っておりません。その要因としましては、それぞれ多様性のある地域において、画一的にシステムを設ける難しさがあると考えられます。

また、第2次計画においては、地域福祉推進体制として、小学校区単位での「地域たすけあい会議」の設置を掲げましたが、計画前期を終えた時点では設置に至っておりません。その要因として、福祉制度において、小学校区単位での連携体制がこれまでになかったため、地域の理解を得ることが難しかったことや、「ふれあい区構想」におけるまちづくり組織からの体制づくりを主として取り組んだこと等が考えられます。

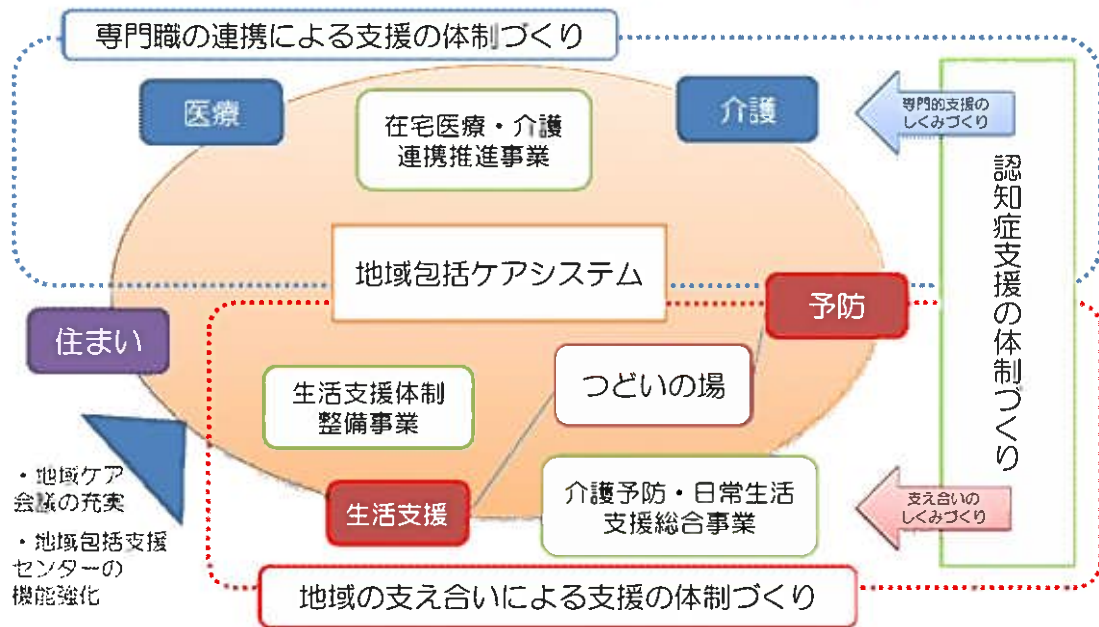
一方で、地域福祉を進めるには、地域住民、地域で活動する様々な団体、社協、福祉事務所、行政機関等が、多様なつながりの中で連携し、重層化した支え合い体制をつくりあげていくことが必要です。

また、介護保険制度においては、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の考え方が導入され、本市においても、市内を西部・中部・東部の三圏域に分けて体制整備を行い、地域づくりを現在進めています。地域包括ケアシステムについては、近年、児童福祉や障害者福祉の分野においても、同様のシステムが求められており、地域福祉推進体制の構築においても、検討していく必要があると考えられます。

地域包括ケアシステムとは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことであり、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされています。

一般的には高齢者福祉の分野で多用される用語ですが、近年、児童福祉や障害者福祉など、他の分野においても同様のシステムが求められており、本計画(地域福祉の分野)においても重要な概念として、本市がめざすべき地域のあり方として、第1次計画から引き続き検討していきます。

日進市高齢者ゆめプランにおける地域包括ケアシステムの概念図



第3章 地域福祉計画

1 基本理念

できることから始めます！思いやり・助け合い、にっしん幸せまちづくり

本計画においては、第1次計画のキャッチフレーズである「できることから始めます！思いやり・助け合い、にっしん幸せまちづくり」を基本理念として引き継ぐものとします。そのため、今後は地域福祉活動計画の基本理念は、地域福祉計画の基本理念に統合を図ります。

ここでは、日常の困難課題の解決に向け、地域でひとつになって、思いやり、助け合うことのできるまちづくりをめざし、基本目標と基本施策を定めます。

基本理念に込められた想い1

『市民一人ひとりが、地域福祉を担う主役となる』

福祉サービスは公的な機関から付与されるものという意識のままでは、地域福祉の進展は望めません。生涯にわたって地域福祉の心を養う機会を増やすとともに、地域福祉活動に参加しやすい条件整備、活動団体・グループへの支援を展開し、市民一人ひとりが、地域福祉を担う主役となる日進をめざします。

基本理念に込められた想い2

『お互いを認め合い、「ともに生きる」まちを築く』

年齢、性別、障害の有無、国籍などの違いを問わず、お互いの暮らしを尊重し、お互いを思いやる心を育みながら、地域連帯の考え方に立って、みんながともに生き、ともに暮らせる日進をめざします。

基本理念に込められた想い3

『地域での自立を支援する』

福祉サービスは、「個人の尊厳の保持」を原則とし、地域社会と行政が力を合わせ、地域福祉に関わる多様なサービスを地域生活者の視点で組み立て、地域での自立した生活を支援する体制をつくり、だれもが住み慣れた家庭や地域で安心して心豊かに暮らしていける日進をめざします。

基本理念に込められた想い4

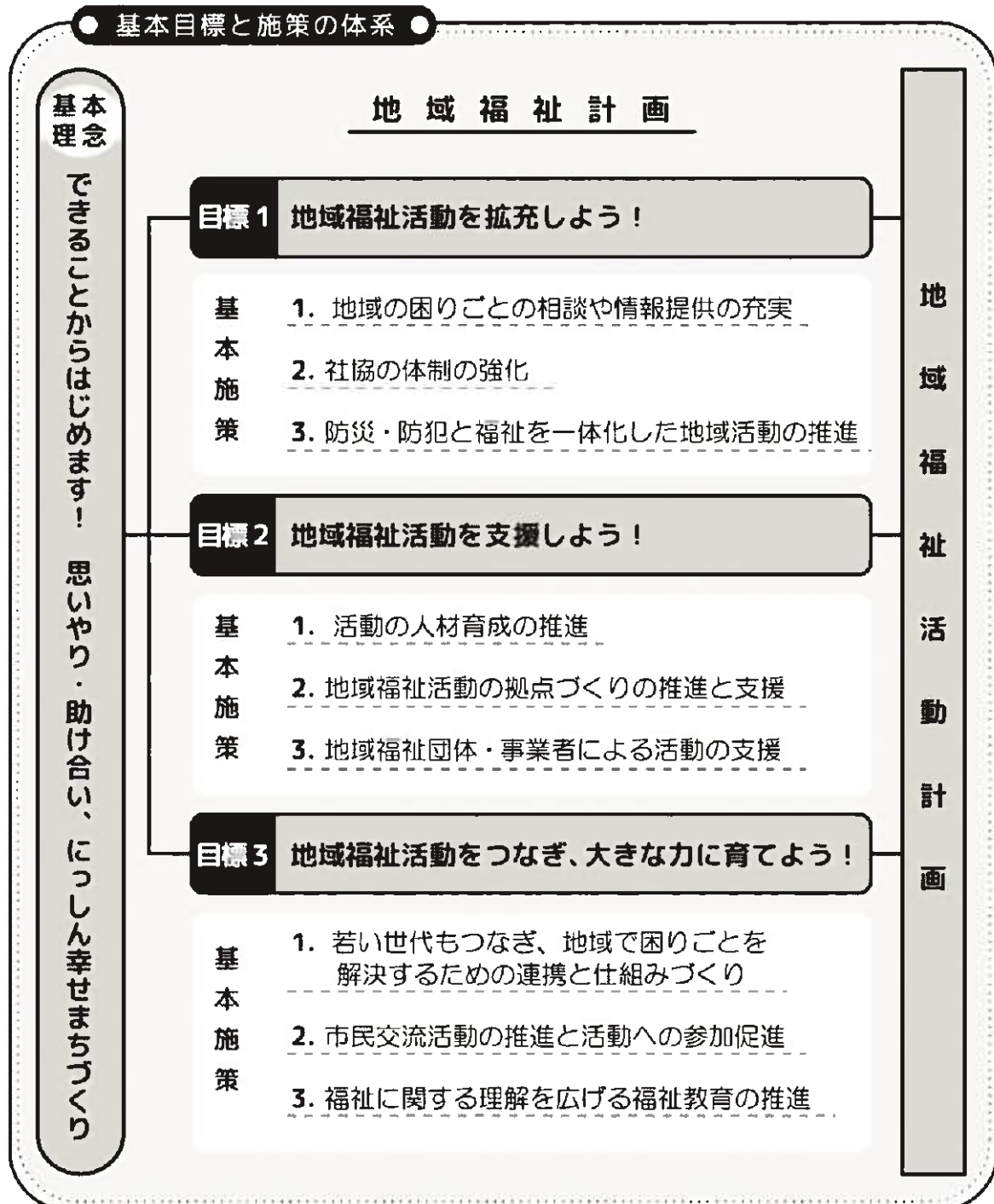
『無理なく楽しく行動し、持続する』

地域福祉が進展する社会とは、支える者も支えられる社会と考えます。無理なく楽しくを行動指針とし、人と人とのつながりを一つひとつ育てる中から、人の輪を広げ、活発な行動の力に育て、さらには次代の担い手を育てていく、そのような持続する福祉が定着する日進をめざします。

2 施策体系

施策体系と主な内容は次のとおりです。

基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を掲げ、各種施策、事業を推進します。



3 基本目標・基本施策

目標1. 地域福祉活動を拡充しよう！

～ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進・生活困窮者自立支援
方策・要援護者支援方策 ～

(1) 地域の困りごとの相談や情報提供の充実

生活困窮をはじめ、ニートやひきこもり、子どもの貧困問題、虐待、多重債務、介護疲れの問題など、日常生活を営む上では、多くの人何かしらの困難を抱える可能性があります。そのため、地域に住む人たちが、いつまでも安心して暮らし続けるには、いざというときに、各種の福祉サービスや地域の支援等が円滑に、かつ適切に受けられる環境づくりが必要となります。

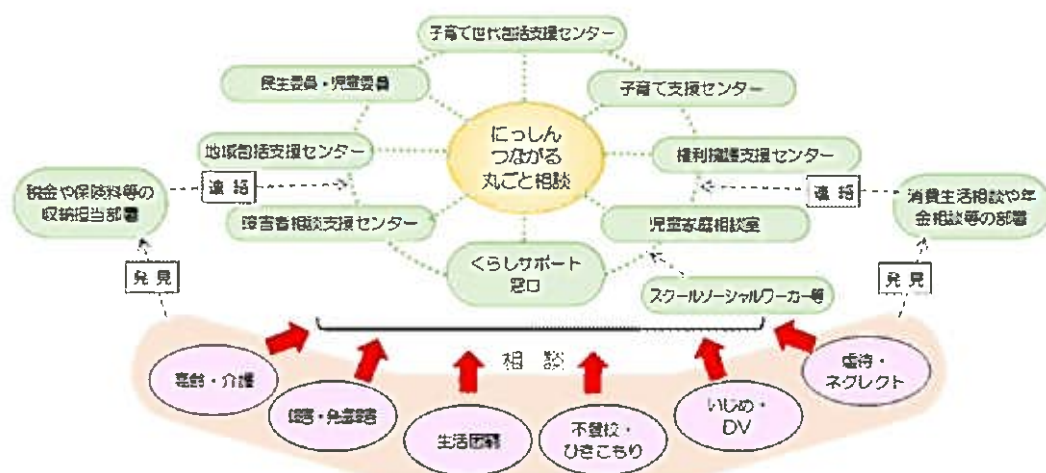
また、日常生活に困難を抱える人は、課題が多岐に渡る場合も多いため、課題が複雑化しないように早期発見、早期対応が望まれます。

そのため、何らかの生活のしづらさを抱える人が、個々の生活や身体等の状況に応じて支援が得られるようにするためには、わかりやすい情報提供体制と、きめ細かな相談支援体制を構築する必要があります。

そこで、福祉に関する相談をどの窓口に行っても同じような支援を受けられるよう、福祉総合相談体制(※)を構築し、保健、医療、福祉の関係機関等(権利擁護支援センター、子育て支援センター、障害者相談支援センター、地域包括支援センター、保健センター、民生委員児童委員、家庭相談員等)との連携を図り、複雑多岐に渡る課題の解決を図っていきます。

さらに、関係機関から福祉部局以外の相談窓口等(消費生活相談等、納税相談、スクール相談員、スクールソーシャルワーカー等)へのスムーズなケースの移行や共有も重要となることから、情報提供等に関する一定の基準を定めるなど、必要な連携体制を構築していきます。

(※) 福祉総合相談体制イメージ図



だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	○ 困りごとを抱えず、だれかに相談する。また、自らが地域の困りごとを相談機関等につなぐ意識を持つ。
福祉系法人等	○ 相談者の増員や人材育成に対して協力する。 ○ 個別ケア会議に協力し、困難事案の早期把握、アウトリーチ(※1)等、必要な情報提供を行う。
社協	○ 第1層生活支援コーディネーターや地域たすけあい相談員(CSW)として、専門職等との連携を行う。 ○ 個別ケア会議に協力し、困難事案の早期把握、アウトリーチ等、必要な情報提供を行う。
行政	○ 福祉総合相談体制を構築し、困難事案に対するアセスメント検討等(※2)を行う。 ○ 国等が行う相談者養成講座の周知及び相談者のスキルアップを支援する。 ○ 重層的な問題を話し合う個別ケア会議を設置し、各種相談体制の強化、改善を図る。

※1 アウトリーチ：地域社会への奉仕活動、現場出張サービスなど、積極的に働きかけて支援の実現をめざすことをいいます。

※2 アセスメント検討等：困難事案について、こういった解決方法が考えられるか、どの専門機関が関わるべきか等、様々な情報から評価し、より適切な対応方法を導き出すことをいいます。

(2) 社協の体制の強化

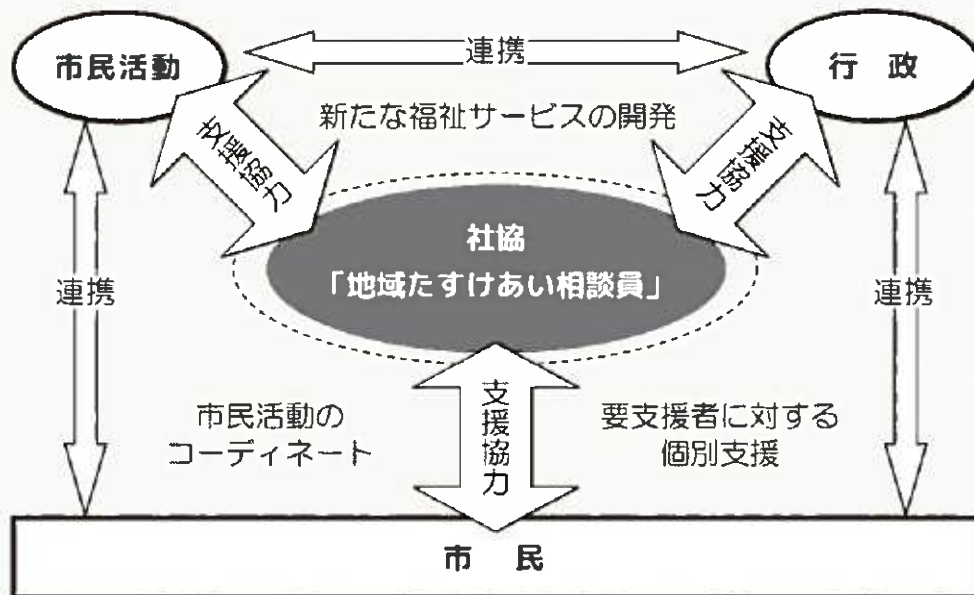
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。現在、他市町の社協では、地域毎に地区社協を設置することで地域課題への対応を進めています。本市においても、社協が市民ニーズを的確に把握し、社協本来の役割をより発揮していくことが、地域課題を解決する機能の強化につながると考えています。

そのため、社協が福祉分野における「中間支援組織(※1)」として機能するよう、地域に密着して活動する「地域たすけあい相談員(※2)」の機能強化や人員配置を図るなど、社協の体制強化を進めていきます。

また、本市の社協がより効率的・効果的に地域福祉の推進を図れるようにするため、既存事業の見直しを進めるとともに、社協が自主性・独自性を発揮できる組織運営や人材育成などの支援を進めていきます。

(※1) 中間支援組織イメージ図

地域社会の変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者との仲立ちをしたり、各種サービスの需要と供給をコーディネート



※2 地域たすけあい相談員：地域において、支援を必要とする人の援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりするコーディネートを行う専門職です。一般的には、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)といいます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	○ 社協の活動を理解・協力し、活動を援助する。
福祉系法人等	○ 社協を構成する一員として、社協の活動を理解・協力し、活動を援助する。
社協	○ 「つどいの場」づくりなどの地域福祉推進事業の広報や「地域たすけあい相談員」の配置を行う。 ○ 小地域福祉活動などを整理統合し、地域福祉推進事業の拡充を図る。
行政	○ 社協に対する地域の理解が促進されるよう、社協の取り組みを周知・啓発する。 ○ 人員配置に対する支援を行う。 ○ 社協が自主性・独自性を発揮できる効率的な組織運営や人材育成ができるような支援を行う。

(3) 防災・防犯と福祉を一体化した地域活動の推進

大規模災害が発生した際、発生直後の混乱期においては、地域における援助活動が必要となります。そのため、日頃から災害時を意識した地域づくりが必要となるため、地域において、より実践的な助け合いが行われる、地域のネットワークづくりが求められます。

本市においては、自助・共助を基本とした自主防災組織が、各地域の自治組織などを中心に立ち上がっており、平成30年度末で、主に区や自治会単位で38の団体が活動しています。また、平成20年から災害時要援護者支援制度を設けており、各地域において、いざというときの取り組みが進められています。

市では、そうした地域における組織的な活動を支援し、その活動の活性化を促していきます。また、今後は災害時の帰宅困難者への対策や市外からの受け入れ対策についても検討を進めていきます。

さらに、防犯においては、市民や事業者の自発的な防犯活動を促進し、地域と警察、行政が連携・協力して犯罪抑止に努めており、平成30年度末で、主に小学校区や自治会単位で30の団体が活動しています。また、子どもや高齢者の見守り連携ネットワーク(「高齢者地域見守り推進事業協力に関する協定」や「子ども110番の家」等)の継続や、そうした活動を充実させるための取り組みを支援していくことで、犯罪が起こりにくいまちづくりを推進していきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織・自主防犯組織等を立ち上げ、防災訓練や防犯パトロールを実施する。また、各地域での防災・防犯のネットワークに積極的に協力する。
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での支援体制構築に協力するとともに、各団体において利用者や従業員等の帰宅困難者対策を講じる。 ○ 福祉避難所への理解を深め、災害時に専門性を生かした利用者や避難者等への支援対策を講じる。 ○ 地域貢献を常に意識し、見守り連携ネットワークに協力する。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に災害ボランティアセンターを設置する。センターの活動が確実に機能するよう、周知啓発や支援者養成を行う。 ○ 地域と連携し、見守り連携ネットワークに協力する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時要援護者支援制度の周知啓発を行い、要援護者等の名簿登録件数の増加を図る。 ○ 地域の自主防犯組織の発展・強化に努め、継続的な活動となるような情報提供や活動支援を検討し、実施する。 ○ 障害のある人への合理的配慮(※1)を踏まえた見守り体制の拡充と啓発を行う。

※1 合理的配慮：障害のある人が他の人との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、不釣り合いな又は過重な負担を課さないものと定義されています。

目標2. 地域福祉活動を支援しよう！

～ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達 ～

(1) 活動の人材育成の推進

市民や団体、事業者が、日々の地域福祉活動を推進するためには、地域福祉に対する理解の浸透と地域福祉活動を担う人材の育成が重要となります。

また、各地域でボランティア活動を行っている団体や個人が地域で活躍することで、子どもから高齢者まで、より多くの市民が地域福祉活動に参加する地域社会をめざしていくことが求められています。

そこで、各地域で活動するボランティア団体やNPO等が、相互に情報共有できる場を設けるなど、ノウハウの共有化と活動のスキルアップを支援していきます。さらに、各種団体と自治組織関係者との連携を促し、地域のみんなで地域をサポートする仕組みづくりについて検討を進めていきます。

そのため、地域において自発的に地域福祉活動を行う人材を養成していくため、実際に地域で活躍されている人を講師に招いたり、先進地事例を紹介する機会を設けたりするなどの人材養成講座を実施していきます。

また、ボランティアセンターやにぎわい交流館(市民活動センター)に登録している個人や団体、市内各大学のボランティアサークル等において、既に地域で活動している人材の情報集約を行うなど、人材データベースなどの構築も必要と考えられています。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	○ 地域を意識し、自らが少しでも地域活動の担い手となれるように努め、必要に応じて、人材データベースに登録する。
福祉系法人等	○ 生活支援コーディネーター(※1)の事業者としての協力や連携を行う。 ○ 地域の実情に合った協働組織の立ち上げや運営に協力する。
社協	○ ボランティアセンターの機能を強化し、地域のボランティア団体の情報集約を図り、地域ごとに各団体の関係性を深めるための会議などを開催する。 ○ 市の支援のもと、地域のニーズに応じた人材養成講座を実施する。 ○ 生活支援コーディネーターの事業者としての協力や連携を行う。 ○ 地域の実情に合った協働組織の立ち上げや運営を支援する。 ○ 人材データベースにおいて、人材に関する情報提供を行う。
行政	○ 市民活動団体に関する情報集約や広報活動に協力する。 ○ 各自治組織と連携し、地域のニーズに応じた人材養成講座を社協とともに企画する。 ○ 生活支援コーディネーターの配置等、生活支援事業等の充実を図るとともに、必要に応じた既存事業の見直しを行う。 ○ 人材データベースが効果的に機能するよう必要な支援を行う。

※1 生活支援コーディネーター：生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発を行う人材のことをいいます。

(2) 地域福祉活動の拠点づくりの推進と支援

多くの市民が地域福祉活動に取り組めるようにするためには、地域福祉活動に取り組む活動拠点や機会の提供、活動資金の支援など、市や社協による運営等の支援も必要です。

第1次計画に基づいて、各地域で徐々に発足している「ぶらっとホーム」「ほっとカフェ」「ふれあい・いきいきサロン」等の各種の「つどいの場」について、持続可能な活動支援を行っていくとともに、さらなる地域の自主的な活動の活性化を促していきます。

本計画の「つどいの場」とは、上記のような地域の「つながり」が生まれる場すべてを指しています。地域にある様々な居場所が「つどいの場」であり、市民が自分にあった居場所を選び参加することで、地域の中での新たなつながりが生まれます。

現在、事業の状況に応じて委託や広報などの運営支援を行っていますが、今後は各種の「つどいの場」において健康推進や介護予防の視点からの取り組みに対しても支援を進めていきます。さらに、現在の各種支援制度の整理統合を図りながら、実態に合わせた運営等の支援を行っていくことで、活動の推進を図っていきます。

また、事業の立ち上げや活動資金の調達をしやすいようにするため、地域活動に対する助成や補助事業の情報を集約し、必要な情報提供を行う資金データベースの構築を図っていきます。さらに、現在行われている赤い羽根共同募金などの福祉を目的とした募金については、市民自治活動の推進が図られるように効果的な地域還元の仕組みを検討していきます。

さらに、地域福祉活動を行う際の主な活動拠点としては、福祉分野の公共的施設における利便性の向上を図っていくとともに、市内における空家等の情報を収集する空家データベースの構築や、空家対策のひとつとして「つどいの場」等の福祉利用とのマッチング機能の整備などについても検討していきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な福祉活動への積極的な参加と、ルールを守った施設利用に努める。また、空家等の提供や福祉を目的とした募金等への協力に努める。
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の活動に対して、所有する施設や空スペース等の貸し出しに努める。 ○ 資金データベースに対する募金等に協力する。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金データベースの資金を地域還元するため、地域の「つどいの場」の運営継続に係る活動資金や情報提供などの支援を行う。 ○ 資金データベースや空家データベースにおいて、資金や空家等に関する情報提供を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康推進と介護予防をキーワードに「つどいの場」づくりを進め、さらなる地域の自主的な活動の活性化を促す。 ○ 福祉センターや福祉会館など、地域の福祉施設の利便性を高める施策(福祉事業所の非営利活動など地域貢献を目的とした活動の利用開放等)を検討する。 ○ 資金データベースや空家データベースが効果的に機能するよう、必要な支援を行う。

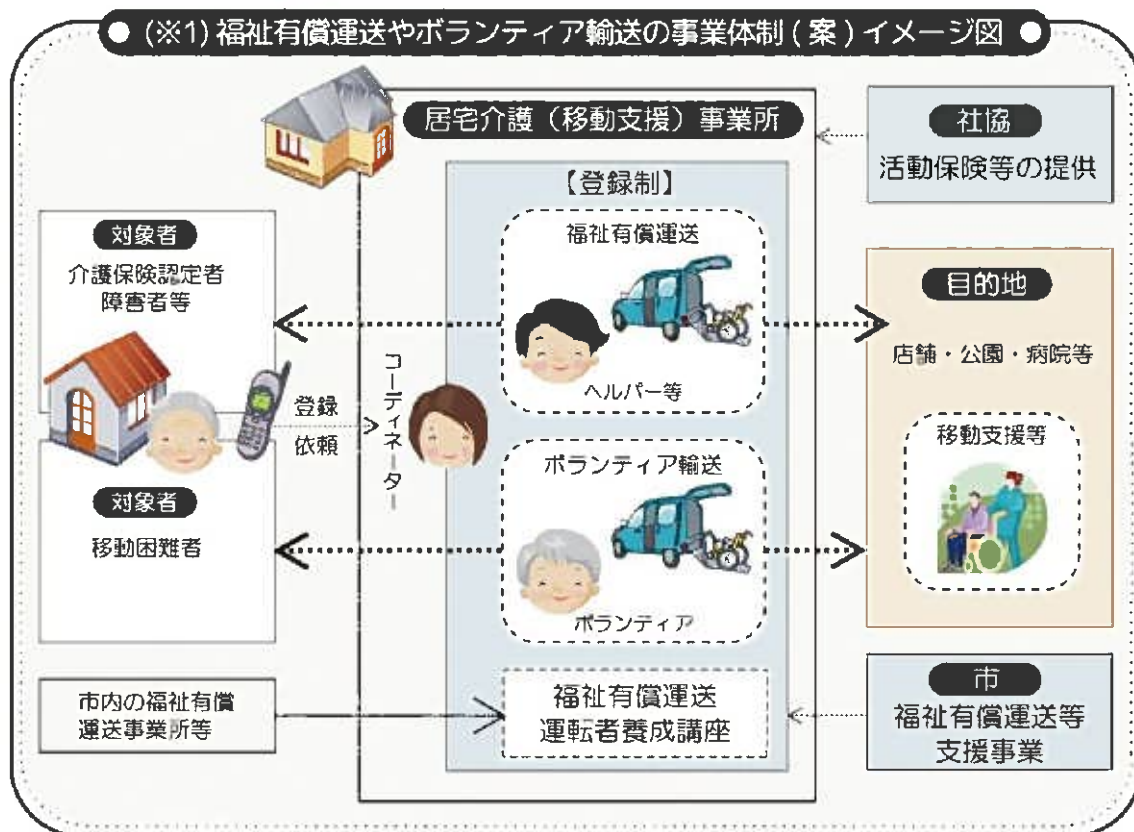
(3) 地域福祉団体・事業者による活動の支援

市内では既に地域福祉に関連する団体や事業者による様々な地域福祉活動が行われています。そうした活動が継続していけるようにするためには、新たなボランティア等の養成やボランティア活動をしてみたい人が必要な情報を必要とときに得られる環境づくりが大切です。

そのため、中央福祉センターにおけるボランティアセンターの機能強化を図ることで、にぎわい交流館(市民活動センター)や図書館等を活動拠点とするNPOやボランティア団体などの活動情報を集約し、連携を希望する企業や大学、市民とのコーディネート機能などを強化していきます。

また、ボランティアに興味のある人や活動を希望する人が、必要な情報を得られるように、積極的な情報の提供に努めていきます。

さらに、移動に困難を抱える人が様々な活動に参加しやすくなるように、福祉有償運送やボランティア輸送(※1)を行うNPO等の団体を支援していくことで、地域との交流を図ることができるように地域づくりを進めていきます。



だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な地域社会を構築するために、地域のボランティア活動や民間サービスを積極的に利用する。 ○ 地域のボランティア活動の担い手として参加する。
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業や活動の情報を積極的に情報開示し、広報を行う。 ○ 事業における送迎や、福祉有償運送やボランティア輸送などの実施に協力する。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動したい人への適切な情報提供を行う。 ○ 活動情報の積極的な情報開示と広報を行う。 ○ 事業における送迎や、福祉有償運送やボランティア輸送などの実施に協力する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民活動団体の情報集約及び広報活動への協力を行う。 ○ 公共交通施策の見直しを図るとともに、福祉有償運送やボランティア輸送を実施する事業者の運営支援等を行う。

目標3. 地域福祉活動をつなぎ、大きな力に育てよう！

～ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進 ～

(1) 若い世代もつなぎ、地域で困りごとを解決するための連携と仕組みづくり

だれもが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するには、市民同士が主体的に関わり合う地域づくりが必要となります。

このため、地域での見守り活動や世代間交流活動などの市民主体の地域福祉活動がより効率的に推進できるように、区や自治会、各種団体、福祉事業者等が連携し、横のつながりを広げる場として、地域包括ケアシステムにおける「第2層協議体」を活用していきます。

第2層協議体については、主に介護保険制度における地域課題の情報共有・情報交換の場ですが、各地域における様々な課題や地域情報をお互いに共有・交換することのできる場とし、各地域における組織が状況に応じて有機的に協働・連携できるきっかけづくりの場として活用していきます。

また、世代間・団体間の交流を促進し、「ぶらっとホーム」「ほっとカフェ」「ふれあい・いきいきサロン」等の各種の「つどいの場」を利用した世代間・団体間の連携事業の実施を支援していきます。

さらに、地域が社会資源を活用し、各地域の課題にきめ細かく対応できるよう、課題解決のノウハウの提供や計画に基づく支援をしていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な職種・団体の連携に協力し、だれもがいつまでも安心して生活できるように努め、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を見直す。 ○ 各地域の課題を共有し、地域でできることは地域で解決していく。
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域の課題を的確に把握し、課題解決を行う地域に協力する。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2層協議体の運営に協力するとともに、地域たすけあい相談員(CSW)として参加する。 ○ 世代間・団体間の交流及び連携事業実施に対して必要な助言と支援(講師派遣や活動助成金等)を行う。 ○ 各地域の課題を的確に把握し、課題解決のノウハウの提供を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2層協議体での各事案に対して、適切な所管部署からの専門的な助言を行う。 ○ 世代間・団体間の交流及び連携事業実施に関して関係する専門機関との連絡調整を行う。 ○ 課題解決を行う地域に対して、本計画に基づく支援を行う。

(2) 市民交流活動の推進と活動への参加促進

現在、「ぶらっとホーム」「ほっとカフェ」「ふれあい・いきいきサロン」等の各種の「つどいの場」では、ボランティアによる演奏会や参加者による絵画の展示会、手芸作品の展覧会などの様々な催しが開催されています。中には、そうした活動に触発されて自らも新しい趣味や活動に取り組むことで、生き甲斐を感じる市民もいます。

また、ボランティア等の市民活動が個々に育つことも重要ですが、自分の住んでいる地域以外で行われている「つどいの場」に参加し、参考となる活動を自分の住んでいる地域で取り組んでみるといった交流も行われ、活動の連携や交流事業により、活動の改善や新たな活動をはじめのきっかけにもなります。

そのため、情報共有による新たな活動展開と活動の効率化を図るため、NPOや地域で活動する個人や団体、学生ボランティア等の交流を促進し、活動の啓発を支援していきます。

また、同様に、福祉事業者の交流の場を提供し、新たな事業展開のきっかけづくりや事業の改善を促すなど、福祉事業者が行う地域福祉事業の啓発や支援を行っていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「つどいの場」や福祉事業者等のイベントに関心を持って参加し、まず知り、体験する。 ○ 自分の周りに情報発信する。 ○ 自ら育ち、つながっていく。
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の団体との交流から新たな事業を検討していく。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「つどいの場」の活性化を図るため、運営者同士の交流機会をつくる。 ○ 活動の啓発と交流事業を行う。また、交流から新たな事業を検討していく。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「つどいの場」運営者や福祉事業者等の連絡調整、広報活動への協力を行い、さらなる地域の自主的な活動の活性化を促していきます。

(3) 福祉に関する理解を広げる福祉教育の推進

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成28年4月に施行されました。この法により、行政機関などにおいて、障害のある人への差別的取扱いや合理的配慮の不提供の禁止などが定められたほか、国において基本方針に基づく行政職員の対応要領や事業者の対応方針を定めていくこととされています。

このように障害をはじめ、介護に関わる当事者や介護者、子育て世帯などにおける生活のしづらさを理解することや、防災・防犯の必要性など、日常のあらゆる場面において、地域における様々な福祉に対する理解を促進することによって、だれもが安心して暮らせる社会になっていきます。

そのため、地域福祉に対する理解を深め、だれもが思いやりと助け合う気持ちを持って暮らせる社会をめざすため、第1次計画から推進してきた福祉実践教室などは継続して実施し、他機関やNPO等が行う福祉教育についても支援していきます。

地域の「つどいの場」においても、専門知識を持った人材を「つどいの場」に招き、権利擁護や介護予防の取り組みや防災知識などの講習や勉強会を行うなど、広く地域福祉に関する教育活動が行われるように支援していきます。

また、現在、成年後見制度などの権利擁護の理解を深める研修や、人権擁護等の啓発事業などを行っています。今後も人権尊重の理解を促進し、差別のない社会をめざすため、人権や虐待防止等、様々な権利擁護に対する啓発事業を継続し、一体的な啓発を行うなど、より効果的な事業実施を進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「つどいの場」や福祉事業者等のイベントに参加し、地域福祉に対する理解を深め、体験を実践していく。 ○ 人権を尊重し、差別の無い社会にしていくための行動に努める。
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「つどいの場」等において、各種福祉教育を実施する。 ○ 各種権利擁護に関する教育を実施する。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「つどいの場」等において、各種福祉教育を実施する。 ○ 各種権利擁護に関する教育を実施する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種福祉教育に関する情報収集と活動支援を行う。 ○ 権利擁護に関する情報の収集と提供、啓発を行い、各課や関係機関と調整の上、効果的な事業実施を検討する。

第4章 地域福祉活動計画

1 基本的な考え方

本計画の策定及び計画の推進にあたり、次の考え方を基本とします。

(1) 「地域福祉計画」の基本理念・基本目標を共有した実行計画

活動計画は、「地域福祉計画」の基本理念・基本目標に基づき、地域で行われる活動を具体的に推進していくための実行計画です。

(2) 具体的な活動を明確にし、重点事業化

活動計画では、「地域福祉計画」が示す3つの基本目標に基づいた事業を展開していきます。具体的に、だれが、どの活動について、どのようなことを取り組んでいくのかを、5つの重点事業に整理します。

- 【1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充
- 【2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援
- 【3】協働による地域の見守り支援体制の充実
- 【4】地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編
- 【5】「つどいの場」の開設支援

各重点事業については、今までに行ってきた座談会やサポーター会議からの意見などをまとめた「現状と課題」を挙げ、地域福祉計画と地域福祉活動計画とのつながりをわかりやすくするために、関連する基本施策を明記し、「だれが？(※)」・「何をする？」のか具体的な指針としています。

また、事業を推進するためには、「地域福祉計画」の基本目標や基本施策をまたぐ展開が必要となることから、5つの重点事業も相互に関連しながら進めていくこととなります。

なお、重点事業の中で、事業の推進を行っていく上で、特に重要となる活動に「◎」を記載し、計画の中でも優先的な取り組みを進めていきます。

※本章の課名については平成27年度行政機構の名称を記載しています。

**基本
理念**

できることからはじめます！

思いやり・助け合い、にしん幸せまちづくり

地域福祉計画
目標 1

地域福祉活動を
拡充しよう！

- (1) 地域の困りごとの相談や情報提供の充実
- (2) 社協の体制の強化
- (3) 防災・防犯と福祉を一体化した地域活動の推進

目標 2

地域福祉活動を
支援しよう！

- (1) 活動の人材育成の推進
- (2) 地域福祉活動の拠点づくりの推進と支援
- (3) 地域福祉団体・事業者による活動の支援

目標 3

地域福祉活動をつなぎ、
大きな力に育てよう！

- (1) 若い世代もつなぎ、地域で困りごとを解決するための連携と仕組みづくり
- (2) 市民交流活動の推進と活動への参加促進
- (3) 福祉に関する理解を広げる福祉教育の推進

地域福祉活動計画
重点事業 1

市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

重点事業 2

新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

重点事業 3

協働による地域の見守り支援体制の充実

重点事業 4

地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編


重点事業 5

「つどいの場」の開設支援



【重点事業1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

—現状と課題—

- これまで、社協において、南ヶ丘区・五色園区の2地区と、日生東山園・日東東山・御岳自治会の3地区を小地域活動モデル地区事業として支援を行ってきました。平成30年度には香久山地区でも協働組織が立ち上がりました。
- 積極的に自治組織の支援を図っていくためには、コミュニティ施策や防災・防犯事業などの福祉行政以外との連携強化が必要となります。
- 地域の状況に応じて、地域福祉活動を実施する協働組織が求められ、区や自治会等の地域に密着した自治組織単位において、協働組織のあり方について課題共有を図っていくことが必要となります。
- 地域の課題は、地域の実情に応じて様々です。そうした課題の解決には、連携が必要となる団体等も多種多様となります。また、長期的な支援が必要な場合もあり、継続的にその課題に関わるキーパーソンの育成が必要となります。
- 地域で連携が必要な団体は、地域に根付いた地縁型コミュニティ(区や自治会等)と活動目的を共有するテーマ型コミュニティ(NPO等)であり、両組織の連携調整を図ることで、より効果的な活動になっていくと考えられます。
- 「わたしのまちの座談会」の意見には、「大きなまちづくりではなく小さなまちづくり」「自治活動の各グループ間のつながりが弱いと感じる」「地域の活動の基本である区制度、自治会の活用を当面進めて効果的に組織づくりをする」「小学校区の中での交流を深め、生活の質を高める施策」等がありました。

以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していきます。

- (1) 支援体制の構築 ～地域の相談窓口を設置します～
- ◎(2) わたしの問題はわたしたちの問題 ～地域課題を共有します～
- ◎(3) 協働組織の設置 ～地域に応じた協働組織を設置します～

(4) みんなで活動 ～地域の協働組織の運営を支援します～

(5) 広がる連携 ～3圏域単位のネットワークを構築します～

—活動内容—

(1) 支援体制の構築 ～地域の相談窓口を設置します～

地域の中で困りごとを抱える人への支援として、地域をつなぎ、その活動が効果的な取り組みとなるよう、組織の垣根を超えた横断的な支援が必要です。小学校区単位で行った「わたしのまちの座談会」の意見から見えてきた地域特性による課題には差があり、市全域を対象とした活動では解決できないものが多くあります。そのため、地域においてよりきめ細やかな支援を行うため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	区や自治会等と連携しながら、市民相互においても相談窓口を周知し、また、自らが地域で困りごとを抱える人を相談窓口につなぐ意識を持つ。
福祉系法人等	各事業所で地域協働に対する理解を広げ、所在する地域における関係機関との情報共有や協力体制の構築を行う。また、市民の身近な専門の相談機関として、可能な相談に応じる。
社協	地域の困りごとの相談窓口となる地域たすけあい相談員（CSW）を配置し、地域をつなぎ、地域課題を解決していくための支援を行う。
行政(福祉部局・企画政策課)	福祉に関する相談窓口の連携を進め、ワンストップサービスの提供を行う。「地域たすけあい相談員（CSW）」の配置を支援するとともに、部署を超えた連携体制の構築を行い、虐待等の緊急時の支援や専門的な支援を行う。

《コラム》 地域たすけあい相談員

(CSW: コミュニティーソーシャルワーカー) とは…

地域の中には、様々な問題を抱えた人がいます。個人の抱える困りごとをみんなで考えて、市民・コミュニティや行政と協働し、解決をめざしていくための個別支援活動を行います。また、個別支援から浮かび上がった課題を共有していく地域支援活動として、自治組織や関係者のみなさんを横につなぎ、地域の力を大きくしていく専門職です。

◎(2) わたしの問題はわたしたちの問題 ～地域課題を共有します～

「わたしの問題はわたしたちの問題」などをテーマに、個人の抱える問題を地域の抱える問題として共有化していくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	行政や共同組織、相談窓口等へ地域課題の情報提供に協力する。
福祉系法人等	行政や協働組織、相談窓口等へ地域課題の情報提供に協力する。
社協	市民からの電話による相談や、福祉まちづくり協議会からの要望に応じて、地域助け合い相談員（CSW）によるなんでも相談会を開催し、地域の課題を整理し、課題解決に向けた活動支援や助言等を行う。
行政（地域福祉課）	市民やコミュニティ、福祉系法人等からの情報提供を元に、地域課題の集約を行い、全市的な課題に対する支援策の検討や地域活動の支援等を行う。

◎(3) 協働組織の設置 ～地域に応じた協働組織を設置します～

地域の活動を活性化するために、区や自治会のほか、NPOや事業者など、様々な個人・機関・団体等の参画や連携が必要となります。これらの人々をつないでいくためには、地域の状況に応じた協働組織の立ち上げが求められることから、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	NPOや事業者などの様々な連携先の特徴や性格を理解し、地域の特徴や状況に応じて既存組織を活用する。協働組織に対して継続的に参画して、どのような活動が必要か協議し、できることから活動や協力を行う。
福祉系法人等	コミュニティや協働組織等からの要請に応じて、協働組織への参加や行政等と連携し、情報提供や支援を行う。
社協	区や自治会等に対して、地域たすけあい相談員(CSW)が中心となり、地域の協働組織の一つである「福祉まちづくり協議会(以下まち協という)」の設置に向けての情報提供などの支援を行う。
行政(地域福祉課)	市民に広く地域福祉計画の周知を図り、区や自治会などに、協働組織の必要性や役割などについて理解を広げる。

《コラム》協働組織とは…

地域福祉の推進を図ることを目的に、自治会長やその経験者、老人クラブ・子ども会・民生委員児童委員などの、地域で活動するボランティアが集まり、地域活動を推進するための協議や活動を行う組織のこと。現在協働組織の一つ、福祉まちづくり協議会として「南ヶ丘福祉まちづくり協議会」や「御岳福祉まちづくりの会」、「香久山たすけあうまちづくり協議会」などが立ち上がり、住民主体の福祉活動をみんなで考えて、活動しています。

様々な人が関わることで、多くの知恵や技術が集まり、地域課題の解決に向けた活動を生み出したり、地域で活動をする人たちを支える役割をもっています。

(4) みんなで活動 ～地域の協働組織の運営を支援します～

地域課題を地域のみんで解決していくため、協働組織等による活動の立ち上げや支援の実施、「つどいの場」づくりなど継続的に課題解決に取り組める運営体制づくりのために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地域課題をみんなで解決するため、協働組織等においてどのような活動が必要か協議し、できることから活動や協力を行う。また、ゆるやかなつながりでお互いの見守りや手助けなどを行う。
福祉系法人等	地域からの要請に応じて、可能な範囲において課題解決に向けた事業への協力を行う。また、行政等と連携し、個別課題を抱える人の把握や支援を行う。
社協	「地域たすけあい相談員（CSW）」が、市民の自主的な運営の支援などを行う。地域課題を解決するために必要な人材の育成をする。
行政（地域福祉課）	必要に応じて生活支援コーディネーターの配置を行い、人材育成等の支援を行う。協働組織の継続的な運営やさらなる活動の活性化等を支援するために、既存事業の見直しを図りながら、協働組織活動の支援方法について検討する。

(5) 広がる連携 ～3圏域単位のネットワークを構築します～地域活動を推進するためには、災害時だけでなく、日頃から様々な地域と連携や協議する場が重要です。ひとつの地域だけでは解決できない課題を、協力者や理解者を多く募り、広域の課題解決に向けた取り組みが進むこともあります。こうした連携を進めていくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	「第2層協議体」に参加し、地域課題の共有化や情報交換を図る。
福祉系法人等	必要に応じて「第2層協議体」に参加し、事業や活動の周知・共有と地域との可能な連携を行う。
社協	また、全市域の課題共有や情報交換を行う「第1層協議体」を開催する。
行政(地域福祉課)	「第1層協議体」に参加し、全市的な課題の共有を図り、施策への反映に努める。また、必要に応じて、小学校区単位の「地域たすけあい会議」に参加し、必要な支援・助言等を行う。

《コラム》「協議体」とは…

様々な地域の課題を集約し、参加者間で問題解決に向けた協議を行う場を想定しています。

第1層協議体の役割・・・

第2層協議体の役割・・・

今後社会福祉協議会として市内全域の地域をつなぐコーディネートを推進していきます。

【重点事業2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

—現状と課題—

- 生活困窮者や障害者、認知症患者など、何らかの要因により、生活のしづらさを抱える人がいます。そうした人やその家族(以下「当事者等」という。)が生活上の問題や悩みを軽減するためには、権利擁護意識の普及、当事者等への理解促進や社会参加の機会拡大などの支援が必要となります。
- 新たな社会問題のうち、特に地域課題として潜在化しやすい問題として、「不登校・ひきこもり」や「発達障害や精神障害」「ワーキングプア」「子どもの貧困」などが挙げられます。
- こうした困難を抱える人の中には、地域の中に相談できる人がいなかったり、だれともつながりが無く孤立化していたりする場合があります。
- 生活困窮者の状況としては、うつ病等の精神疾患や発達障害等によるコミュニケーション障害などにより、日常生活費の管理ができなかったり、仕事が長続きしなかったりする場合があります。
- 「わたしのまちの座談会」の意見には、「認知症の人も安心して暮らせるように」「不登校やひきこもりが多い」「障害者が街に出てこない」「コミュニティフレンドの存在(いつでも何でも何もしなくても良いそばにいるだけの支援者)が必要」「顔と顔の見える関係」等がありました。

以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していきます。

- ◎(1) 組織設置 ～相談窓口の設置とネットワークの強化～
- ◎(2) 意識啓発 ～当事者理解に向けた啓発活動～
- ◎(3) 交流活動 ～当事者活動の支援～
- ◎(4) 個別支援 ～社会参加に向けた支援の提供～

—活動内容—

◎(1) 組織設置 ～相談窓口の設置とネットワークの強化～

当事者等が地域で相談することができ、孤立化しないためには、支援者によるアウトリーチ支援を行うとともに、当事者等が相談した先で必要な情報を得られ、適切な支援機関につながるような関係機関の連携が必要であるため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	当事者等が、気軽に相談ができるように、地域の回覧板等において相談窓口の周知や紹介に努める。
福祉系法人等	相談に関するネットワークを強化するため、協議会や研修会に積極的に参加し、情報共有を図る。また、事業等に関係する当事者が困難を抱えている場合に、積極的に専門機関等につなげる。
社協	地域福祉に関係する機関や団体等をつなぐネットワークの中核を担うとともに、地域課題の共有化を図っていくため、必要に応じた研修会や交流会等を開催する。
行政(地域福祉課・介護福祉課・子育て支援課・健康課・生活安全課・学校教育課・収納課)	行政組織の横断的な支援を調整し、福祉に関する相談の連携を進める。また、福祉・就労・教育・医療・保健などの専門部署による横断的な連携体制の構築を進めるための個別ケア会議等を開催する。

◎(2) 意識啓発 ～当事者理解に向けた啓発活動～

発達障害や高次脳機能障害、難病などの障害のある人や何かしらの生活のしづらさを感じている人、貧困やひきこもり、孤立死などの課題解決に向けた意識を高めるために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	新たな社会問題を積極的に学び、自分たちの問題として関心を持ち続ける。可能な範囲で、新たな社会問題に対する講習会や研修に参加する。
福祉系法人等	事業等に関係する当事者等に、必要な情報提供や周知啓発を行う。必要に応じて講習会や研修に参加する。
社協	市の啓発事業に協力し、新たな社会問題の理解や活動を広げていくため、市民に向けて講習会や研修会を開催する。
行政(地域福祉課)	新たな社会問題について理解を広げるために広報啓発を行うとともに、社協と連携し当事者等の団体の育成支援や当事者の理解や支援に向けた講演会や研修会などを企画する。

(3) 交流活動 ～当事者活動の支援～

当事者等が自立と社会参加を進めていく上で、困難を抱える当事者同士が気軽に交流のできる場合は、お互いを支え合い、日常生活の回復や社会性を伸ばすきっかけとなるなど、次の一步を踏み出すための大変有効な支援となることから、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	当事者等が主体的に活動できるよう、地域において権利擁護意識の向上を図る。また、当事者等が気軽に立ち寄れる居場所づくりについて支援・協力する。
福祉系法人等	協働組織等の依頼に応じて、当事者等に対する専門的な支援や専門的見地からの助言等を行う。
社協	当事者等の理解を得ながら、活動場所の提供や自主的な活動組織の立ち上げや居場所の設置・運営等を支援する。また、当事者活動を支援する支援者の育成を行う。
行政(地域福祉課)	権利擁護や合理的配慮の啓発を進めるとともに、当事者の活動組織や居場所の設置・運営等に対して、活動場所の提供や必要に応じた支援、助言等を行う。

《コラム》精神保健福祉ボランティアグループ「すばる」

平成23年度に社協が開催した「精神保健福祉ボランティア講座」から有志を募り、平成25年4月からフリースペース「すばる」を実施しています。

こころの病のある方たちの居場所づくりを行い、お茶を飲みながらゆったりとした時間を過ごす中で、外に出かけることや話すことが苦手な人の気持ちが楽になれる「居場所づくり」が取り組まれています。

(4) 個別支援 ～社会参加に向けた支援の提供～

当事者等の課題を抱えた人が社会参加した後に、支え合いや生活支援を受ける中で、就労等の生活基盤の安定が必要です。当事者等が継続した就労をめざし、自立した社会生活を送れるように伴走型の支援や生活訓練等を行っていくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	当事者等に対する理解を深めるとともに、日頃からの見守り活動や必要に応じた生活の支援に協力する。
福祉系法人等	就労移行支援や就労継続支援の事業所等において、障害の種別や状態に応じた支援を行う。また、当事者等の就労準備支援のために可能な協力を行う。
社協	社会参加に向けて、生活福祉資金の貸付など、必要な個別支援を行う。
行政（地域福祉課）	生活困窮者自立相談支援事業を実施し、相談支援体制を構築する。また、中間的就労を含めた就労準備支援等の可能な支援について検討を行う。

《コラム》生活困窮者自立相談支援事業とは…

金銭管理がうまくできない、仕事が長続きしないなどの、生活困窮者に対する「第2のセーフティーネット」が拡充されます。相談者の自立と尊厳の確保や支援を通じた「相互に支え合う」地域の構築をめざし実施されます。

自立相談支援事業は、包括的支援体制を築き、訪問支援(アウトリーチ)も含めた早期の相談支援を図る相談員として、生活や就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口として、情報とサービスの拠点として機能していきます。また、住宅確保支援や就労支援等の自立の促進を図るため、必要な方にその状態に応じた支援を行っていきます。

【重点事業3】協働による地域の見守り支援体制の充実

—現状と課題—

- 地域活動において必ず問題提起される課題は、地域のすべての市民が対象となる「災害時の地域の対応」です。南海トラフ地震による被害予測などが出されており、自然災害に対しては地域全体で考えていく必要があります。
- 防災活動に関しては、市民の中で必要性の理解も得られやすく、日常の継続的な支援は難しくても、災害時ということで支援活動への抵抗感も低く、協力も得られやすい状況があります。
- 地域においては、いざというときのために認知症高齢者徘徊模擬訓練や防災訓練などが行われています。いざというときには、地域の中の多くの個人・機関・団体の協力が必要となります。
- 地域活動には防災以外にも、防犯や交通安全、高齢者や子どもたちの見守りなど、地域で様々な見守り活動が求められます。このように、市民ができる範囲で地域と関わり続けていくための仕組みづくりが必要になります。
- 本市の市民活動支援としては、生涯学習人材情報「まちかどネットワーク」事業や市民自治活動支援の拠点施設である「にぎわい交流館」があります。また、ボランティア支援として社協が運営する「ボランティアセンター」がありますが、連携した取り組みが弱い状況です。
- 「わたしのまちの座談会」の意見には、「情報収集と見守り対応の問題がある」「登下校時の児童の保護」「意志の有る人材発掘と育成」「ふらっとホームやほっとカフェなど「つどいの場」に出てこられない人が心配(ひきこもり、高齢者等)」「DV、虐待等の見守り」等があります。

以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していきます。

- ◎(1) きっかけづくり ～人材育成を進めます～
- (2) 協力体制 ～見守り活動を啓発し、理解を広げます～
- (3) 見守り強化 ～見守り活動を広げていきます～
- (4) 多職種連携 ～活動分野を超えた連絡会や交流会を実施します～
- (5) 活動連携 ～市民活動の支援体制の連携を強化します～

—活動内容—

◎(1) きっかけづくり ～人材育成を進めます～

地域の中には様々な課題があります。また、同じ地域で暮らす人が互いを思いやり、それぞれの暮らしの中で支え合い、見守り合う活動が重要となっています。日常生活や様々な活動の中に見守り等の福祉の視点を持ち、活動を効率的に連携していくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	様々な活動団体の目的を知り、課題共有や連携を図るため、興味のある研修会等に積極的に参加する。
福祉系法人等	地域の見守り活動と積極的に連携を行うとともに、事業に関係する研修会等に積極的に参加する。
社協	見守り活動を行う団体をつなげ、裾野を広げることで、見守り活動の重層化をめざす。見守り活動を行う人材の育成のため、市民活動のきっかけづくりの講座である「まちの守り人養成講座」等の開催を区や自治会に働きかけ、地域からの希望に基づいて企画実施する。また、受講者への支援を行う。
行政(地域福祉課)	広報等において「まちの守り人養成講座」等の周知・啓発を図る。また、見守り活動を行うために必要な支援を行う。

《コラム》市内の様々な見守り活動について

自主防犯・防災グループや交通安全見守り等のグループ活動、認知症サポーター・子ども110番の家などの個人や企業・団体の活動など、活動の仕方や考え方は様々です。また、日常生活の中の活動が、ちょっと見方を変えると立派な見守り活動になることも考えられます。香久山地区では「犬友の会」が犬の散歩に併せて、地域の見守り活動を行うなどの取り組みが行われています。

(2) 協力体制 ～見守り活動を啓発し、理解を広げます～

地域において安心して生活していくためには、多くの個人・機関・団体が見守り活動について理解・協力し、それぞれの役割を意識しながら、地域の取り組みに協力することが必要です。また、日常生活の中で福祉の視点を持った啓発活動を推進し、防災・防犯・交通安全・子ども110番・認知症高齢者徘徊模擬訓練や防災訓練などの活動に多くの人に参加を促すとともに、地域の店舗等に見守り活動への協力を促すため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	見守り活動を理解し、積極的に訓練・活動への参加をする。
福祉系法人等	認知症理解への取り組みや、認知症見守り支援の登録など、地域において活動する見守り活動に関する事業に協力する。
社協	住民座談会等において、見守り活動の必要性や様々な見守り支援に関する情報提供を行う。
行政(危機管理課・生活安全課・学校教育課・地域福祉課)	様々な見守り活動への理解や協力を呼びかけていくため、必要な広報啓発を行う。また、見守り活動の継続に必要な支援や助言等を行う。

《コラム》 認知症やさしい手ネットにっしん情報配信システム (徘徊SOSネットワークの構築)について

日進市では、認知症の方が行方不明になった場合に備え、その行方不明者の服装や特徴などを電子メールやファクスで一斉に送信し、多くの方に協力を呼びかけるシステムを構築しています。

行方不明者の情報発信は、ご家族などからの依頼に応じて、認知症サポーター養成講座修了者や福祉関係機関など、あらかじめメールアドレスやファクス番号をご登録いただいた人に対して配信しています。

一人でも多くの協力者を増やし、安心な地域づくりをめざしています。

(3) 見守り強化 ～見守り活動を広げていきます～

個別支援が必要な要援護者や地域から孤立している世帯などに対し、家族等の承諾を得た上で、定期的な戸別訪問や「つどいの場」を活用し、ゆるやかな見守り活動として、見守る人も見守られる人も、お互いが安心できる距離感で活動できるようにするために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地域の活動で知り得た情報を、本人や家族等の承諾を得た上で、地域や行政機関等との情報共有を行う。また、「つどいの場」等を活用し、ゆるやかな見守り活動を行う。
福祉系法人等	事業に関わる人で、地域で見守り支援が必要な場合に、本人の承諾を得た上で、行政や地域の協働組織等につなぎ、見守り活動に協力をする。
社協	見守り活動を広く周知し、活動に対する理解や取り組みの推進に向けた啓発を行う。見守りの視点等について「まちの守り人養成講座」を通じて伝える
行政(危機管理課・地域福祉課・健康課)	災害時要援護者地域支援制度を周知啓発する。また、必要に応じて、協働組織等による情報共有に助言等を行う。さらに、見守り活動に対する理解を深めるために、周知啓発を行う。

《コラム》見守り訪問活動

いざというときには、地域に住む人がお互いのことを知っておくことで、大きな助け合いの力が生まれます。

民生委員児童委員による赤ちゃん訪問や高齢者世帯への定期的な見守り訪問活動のように、戸別訪問を行うには対象者の個人情報に対する守秘義務の徹底が求められます。日進市災害時要援護者地域支援制度では、支援を希望する人が、地域支援者の情報提供に同意することで、地域の見守りの輪を生み出しています。

地域の中で見守り活動を行うと、見守る側と見守られる側という一方的な関係になりやすい面もありますが、自立心を妨げないような、ともに支える地域づくりをめざして、助けられ上手な人を増やしていくことが大切なのではないでしょうか。

(4) 多職種連携 ～活動分野を超えた連絡会や交流会を実施します～

市内で福祉事業を行う事業所が、新たな事業展開のきっかけづくりや事業改善に向けて、児童・障害者・高齢者などの分野を超えた連携の促進をはかります。また、地域の福祉事業者が市民の身近な専門の相談機関として活動するために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地域の福祉系法人等に相談をつなげ、相談窓口についての理解を深める。
福祉系法人等	市民の身近な専門の相談機関として、行政・社協と連携し、見守りの必要な方に対する支援を行う。また、活動分野を超えた連絡会や交流会に参加し、積極的な情報収集や連携に努める。
社協	福祉分野における中間支援組織として、分野を超えた事業所をつないでいくため、必要な情報共有や連携のあり方等を協議する連絡会や交流会を開催する。
行政(地域福祉課)	児童・障害者・高齢者などの部署を超えた連携体制の構築を行うとともに、連絡会や交流会に参加し、必要に応じた情報提供や支援を行う。 地域の福祉系法人等の身近な相談機関についての周知や紹介を行う。

《コラム》事業者連絡会の役割とは…

行政において福祉に関する相談の連携が進み福祉分野別の相談機関の連絡調整を行っていきませんが、地域の福祉系法人等においても、市民の身近な相談機関となり、行政・社協との連携が求められています。

専門的な相談機関につながる経路は様々で、高齢者の相談窓口相談していた家族に障害のある人がいるなど、重層的な問題を抱える場合も多くあります。そのため、児童・障害者・高齢者などの分野を超えた事業者間の連携促進を図り、顔の見える関係づくりが重要です。そうした連携体制のもとで、専門分野を生かした協働体制の構築をめざしていきます。

(5) 活動連携 ～市民活動の支援体制の連携を強化します～

NPO・ボランティア・大学等の教育機関やその学生などの市民活動に区分けはないことから、それぞれの支援事業の登録団体や登録者が連携できることが必要です。日頃からにぎわい交流館(市民活動センター)とボランティアセンター等がつながりを持ち、情報交換やデータの共有化に努めていく必要があります。そこで、それぞれの機関や組織が連携や協働することで、得意分野や特性を発揮できるようにするため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	市民活動に対する支援のあり方について、社協や行政等と検討を行い、様々な関係機関とのより良い協働体制を築く。
福祉系法人等	事業所の特性を生かし、市民活動に対する理解と協力をを行う。
社協	相談体制の充実や市民活動のきっかけづくりとして、各種ボランティア養成講座を開催するなど、ボランティアセンター機能の充実を図る。また、にぎわい交流館(市民活動センター)等と定期的な協議の場を設ける。
行政(市民協働課)	関係機関との連携を進め、市民活動をつなげるコーディネーターの機能強化や支援体制づくりを行う。

《コラム》市民活動センターとボランティアセンターの連携

市民活動センターは、活動する市民活動団体をサポートするために「スキルアップ講座」や「社会貢献活動推進セミナー」を行い、市民が活動を知り、交流できる場所をめざしています。

また、社協ボランティアセンターは、ボランティアの自発性・自主性・社会性に基づいた支援を行い、地域のニーズに合ったボランティア養成講座を企画・実施して人材を育成し、ボランティアコーディネーターによる活動の相談・紹介を行っています。

両センターが連携して、活動のきっかけ作りと継続した支援を行うことで、多様な市民活動の推進をめざしていきます。

【重点事業4】地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編

—現状と課題—

- 幅広く市民活動を支援していくため、人材・資金・拠点などの情報を一元的に集約し、活動を行う人や希望する人が必要な情報を必要なときに入手できるシステムづくりが必要です。
- ボランティア活動も市民活動の一つであり、市民活動を支援する行政との連携や支援内容の情報共有などボランティアセンターの取り組みが重要になります。
- 持続可能な社会の実現に向けて、最近では企業も社会を構成する一員との観点から、企業の社会的責任(CSR)という言葉が用いられています。これは、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、利害関係者との関係性を重視しながら果たす社会的責任といわれ、より地域社会に配慮した企業活動を行うことが求められています。
- 市民の多様なニーズに対して、様々な市民、市民活動団体、企業、行政等が、それぞれの分野においてそれぞれどのような取り組みができるのかを検討していく必要があります。
- 「わたしのまちの座談会」の意見には、「ボランティアを増やすための施策」「学生ボランティアと地域との連携」「資金力不足」「空家が年々増えている」「現在市民がやっておられる具体的事例を集約し公表を市広報で継続して行う」「市民に福祉問題を提起して関心を高めることが第一」「交通の便が良くない」「生活便利施設として買物に困っている方もいる」「生活圏内でも移動に困ることが多い」等があります。

以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していきます。

- ◎(1) 人材データベース ～地域の人材を紹介～
- (2) 資金データベース ～助成金等の情報を提供～
- (3) 空家データベース ～空家等での拠点づくりを支援～
- ◎(4) 移動支援体制の充実 ～福祉有償運送やボランティア輸送の育成～

—活動内容—

◎(1) 人材データベース ～地域の人材を紹介～

市民との協働を進めるため、ボランティアセンターやにぎわい交流館(市民活動センター)などに登録している個人や団体、地域の大学で活動するボランティアサークル等、それぞれの個人や団体がその活動内容や活動地域、活動日時等、細かな活動情報を登録する人材データベースを構築し、その有効な活用方法を検討していくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	自分が得意なことや協力できる活動などの情報を人材データベースに登録し、活動協力への働きかけを促し、活動依頼があれば協力する。
福祉系法人等	事業所で協力可能な人材の情報を人材データベースに登録し、活動依頼があれば協力をする。
社協	ボランティアセンターが中核となって、幅広い市民活動の情報をまとめた人材データベースを設け、ホームページやSNS(ソーシャルネットワークサービス)を活用した活動情報の提供を行う。
行政(地域福祉課・市民協働課・生涯学習課)	関係する部署や関係団体に協力を依頼し、人材データベースについて周知啓発を行う。また、人材データベース運営に必要な支援を検討する。

《コラム》人材データベースの活用方法

今までは、講師人材の紹介を主とした「まちかどネットワーク」や活動を行っている団体等からニーズを聞き取り、ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動のマッチングを行ってきました。活動の担い手として、より幅広く人材の募集をかけて、多様な市民活動の促進を図るために、団体組織からの依頼だけではなく、支援を必要とする障害者などの個人からの依頼に対しても対応できるようボランティアセンターの機能強化が求められます。

(2) 資金データベース ～助成金等の情報を提供～

全国の財団法人等による活動助成事業や行政・社協にて行う協働・助成事業、ボランティア団体に対する補助制度などがあります。活動の資金を希望する団体等に対して、助成金等に関する様々な情報を提供していくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	赤い羽根共同募金や社協会費など、福祉を目的とした募金や寄付等に可能な範囲の協力を行う。
福祉系法人等	企業の社会的責任を担う活動として、地域活動への参加や協賛、寄付等、可能な範囲の協力を行う。
社協	ボランティアセンターにおいて、様々な助成事業等の情報提供を行うとともに、赤い羽根共同募金等の支援を地域福祉活動に活用する。また、社協会費を財源とした地域活動の助成事業を継続して行う。
行政(地域福祉課)	地域活動が安定的に行われるために必要な支援について検討する。

《コラム》活動資金データベースの活用方法

日進市には、環境基本計画市民活動補助金や公募提案型協働事業の実施など多くの市民自治活動団体との協働事業が実施されています。また、社協では、赤い羽根共同募金配分金を活用した地域活動助成事業として、公募団体に対して、プレゼンテーションによる助成制度があります。このような市民活動を支援する助成事業をデータベース化することで、新たな活動をはじめたい団体に対して、活動を具体化するための参考になると考えられます。

民間助成団体の情報については、愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターのホームページ(<http://aichivc.jp/jyosei.html>)で掲載されています。

(3) 空家データベース ～空家等での拠点づくりを支援～

安定的に地域活動を行うためには拠点の確保が必要です。公共施設も活動拠点のひとつですが、スペースには限りがあることから、地域にある空家等を活用できるように必要な情報をまとめ、地域活動とマッチングしていくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	空家等の情報提供を行い、利用の希望がある場合に可能な範囲で協力する。
福祉系法人等	施設の空スペース等の情報提供を行い、地域から利用の希望がある場合に可能な範囲で協力する。
社協	空き家データベースや空き家以外に活用可能なスペースの情報収集や情報提供に努める。
行政(地域福祉課・都市計画課)	所有者等との連絡調整を行い、空家等に関する情報を集約し、利活用できる空家等の情報を提供するシステムづくりを検討する。また、公共施設の利便性の向上に努める。

《コラム》空家データベースとは…

空家等を活用した施策などを展開するため、市内の空家等の情報を一元管理し、検索・逐次追加・削除などを行う仕組みを指します。

空家等の実態調査などを行うことで空家データベースを構築し、定住人口増加のための誘導・促進や地域活性及び地域コミュニティの維持につながる施策を行う場として提供可能な空家等の情報を集約していきます。

東山地区で展開している「ぶらっとホーム」が、空家等を利活用した「つどいの場」として地域コミュニティに活用されています。

◎(4) 移動支援体制の充実 ～福祉有償運送やボランティア輸送の育成～

移動に困難を抱える人が地域の様々な活動に参加しやすくなるように、福祉有償運送やボランティア輸送を行うNPO法人等の団体を支援していくことで、移動に困難を抱える人が地域との交流を図ることができる地域づくりを進めていくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	持続可能な地域社会を構築するため、地域のボランティア活動や民間サービスを積極的に利用する。
福祉系法人等	事業における送迎や福祉有償運送、ボランティア輸送などの実施に協力する。
社協	移動に関する活動をしたい人に適切な情報提供を行う。 活動情報の積極的な広報を行う。 事業における送迎や福祉有償運送やボランティア輸送などの実施に協力する。
行政(地域福祉課・生活安全課)	公共交通施策の見直しを図るとともに、福祉有償運送やボランティア輸送を実施する事業者の運営支援等を行う。

《コラム》福祉有償運送やボランティア移動支援とは…

(※p53.54も「移動支援」の表記にするか検討必要)

福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO法人、公益法人、社会福祉法人などが、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいい、この福祉有償運送を行う場合には、運輸支局長等に登録を行う必要があります。

また、ボランティア輸送とは、道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様のことで、主に無償ボランティアや相互扶助による送迎活動やファミリーサポートセンターによる送迎活動などが対象となります。

【重点事業5】「つどいの場」の開設支援

—現状と課題—

- 地域において、高齢となっても身体的・精神的に健康で自立した生活ができるよう、地域内で互いの顔が見える関係づくりの場として、これまでも様々な「つどいの場」が行われています。
- 「ふれあい・いきいきサロン」は、ボランティアが事業の内容を考え、昼食会や体操教室などの様々な行事を行っています。しかし、スタッフの高齢化や他の地域にサロンを広げていくためには、サロンを支えるボランティア養成が課題となっています。
- 「ほっとカフェ」「ぶらっとホーム」は、集会所などを利用した地域の喫茶スペースとして、地域の中で交流を図る場を作り出しています。地域に応じて行事や講座を行うなど、様々な内容の交流事業が行われていますが、活動に対するより適切な支援方法について検討が必要です。
- 本計画の「つどいの場」とは、上記のような地域の「つながり」が生まれる場のすべてを指しています。地域にある様々な居場所が「つどいの場」であり、市民が自分にあった居場所を選び参加することで、地域の中での新たなつながりが生まれます。
- 「わたしのまちの座談会」からの意見として、「市民(自治会員)が他地区からの入居者が多く、地域への根付きが難しい」「地区内の高齢化が進み、市民個々のコミュニケーションが本当に少なくなっている」「世代間の交流や、地域や団地内でも交流がなくて困っている」「気楽に利用できるたまり場が欲しい」等があります。

以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していきます。

- ◎(1) 出会いの場づくり ～「つどいの場」の開設を支援します～
- (2) まなびの場づくり ～地域課題を共有します～(再掲)
- (3) 協議の場づくり ～地域に応じた協働組織を設置します～(再掲)
- (4) 協働の場づくり ～地域の協働組織の運営を支援します～(再掲)
- (5) 継続の場づくり ～運営が継続されるよう支援します～

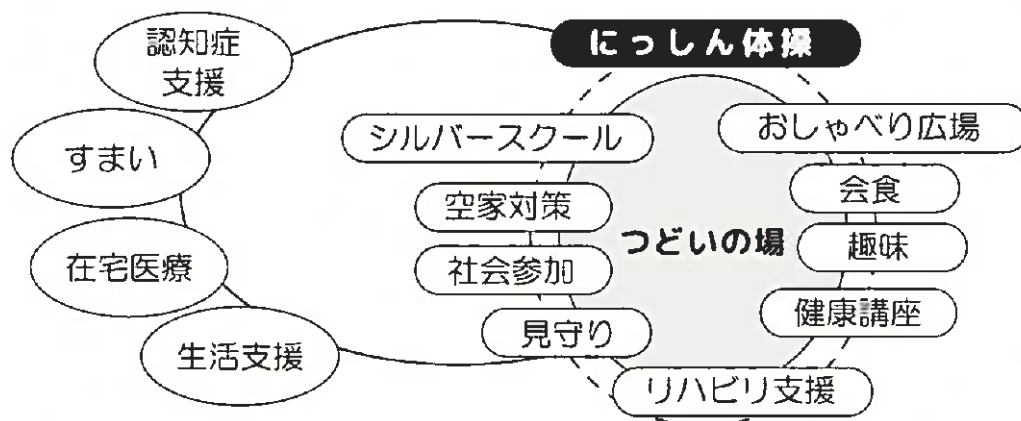
—活動内容—

◎(1) 出会いの場づくり ～「つどいの場」の開設を支援します～

「つどいの場」をそれぞれの地域で歩いて行ける範囲に開設し、「つどいの場」を通じて、健康づくりや余暇活動等の多種多様な場を作ることにより、制度や立場などを超えて市民が集まる「つどいの場」づくりを推進していくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	様々な福祉活動に積極的に参加する。 地域の「つどいの場」を立ち上げるため、勉強会に参加するなど可能な協力を行う。
福祉系法人等	「つどいの場」の目的を理解し、空きスペースの提供や専門的な見地からの助言など、可能な協力を行う。
社協	「つどいの場」の必要性を周知啓発する。また、「住民座談会」を活用し、協働組織の開設を希望する地域に対して、開設及び運営の支援や情報提供など、可能な支援を行う。
行政(地域福祉課・健康課)	「つどいの場」が安定的に運営できるよう、既存の事業等の見直しや運営の支援を検討し、広報啓発を行う。また、健康づくりなどをきっかけとした、「つどいの場」づくりを保健センター・社協・生活支援コーディネーター・市民・コミュニティと連携して開設する。

《コラム》にっしん体操をきっかけに「つどいの場」づくり
色々なきっかけが市民の集まる「つどいの場」を生み出していきます。



(2) まなびの場づくり ～地域課題を共有します～(再掲)

「わたしの問題はわたしたちの問題」などをテーマに、個人の抱える問題を地域に存在する問題として共有化していくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	行政や協働組織、相談窓口等へ地域課題の情報提供に協力する。
福祉系法人等	行政や協働組織、相談窓口等へ地域課題の情報提供に協力する。
社協	市民からの電話による相談や、福祉まちづくり協議会からの要望に応じて、地域たすけあい相談員(CSW)によるなんでも相談会を開催し、地域の課題を整理し、課題解決に向けた活動支援や助言等を行う。
行政(地域福祉課)	市民やコミュニティ、福祉系法人等からの情報提供を元に、地域課題の集約を行い、全市的な課題に対する支援策の検討や地域活動の支援等を行う。

《コラム》地域に必要な「つどいの場」とは…

「住民座談会」から、「地域の中で交流する場がない」「顔の見える関係が薄れてきた」という声が多く寄せられました。そうした課題を解決する活動として、地域の集会所や公民館を利用した「ふれあい・いきいきサロン」や「ほっとカフェ」などを開いてみてはいかがでしょうか。参加者は単にお客様ではなく、集まった一人ひとりが主役となって自分たちが作る「つどいの場」で、人と会い、話し、笑い、いろいろなプログラムにより楽しい時間を過ごすことができます。また、参加者の顔が見えることでゆるやかな見守り活動にもなり、みんなが話していたことが新たな地域課題の発見につながるかもしれません。

(3) 協議の場づくり ～地域に応じた協働組織を設置します～(再掲)

地域の活動を活性化するために、区や自治会のほか、NPOや事業者など、様々な個人・機関・団体等の参画や連携が必要となります。これらの人々をつないでいくためには、地域の状況に応じた協働組織の立ち上げが求められることから、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	NPOや事業者などの様々な連携先の特徴や性格を理解し、地域の特徴や状況に応じて既存組織を活用する。協働組織に対して継続的に参画して、どのような活動が必要か協議し、できることから活動や協力を行う。
福祉系法人等	コミュニティや協働組織等からの要請に応じて、協働組織への参加や行政等と連携し、情報提供や支援を行う。
社協	区や自治会等に対して、地域たすけあい相談員(CSW)が中心となり、地域の協働組織の一つである「まち協」の設置に向けての情報提供などの支援を行う。
行政(地域福祉課)	市民に広く地域福祉計画の周知を図り、区や自治会などに、協働組織の必要性や役割などについて理解を広げる。

《コラム》「つどいの場」開設に向けて…

地域で「つどいの場」を開設するためには、みんなに集まってもらう場所・運営する人・必要な備品等の経費が必要になります。これら、開設に向けた「壁」となる条件を、少しでも解消しやすくするためには、組織的な支援が必要となります。

協働組織のみんなで協議することで、自治組織と集会所等の利用や資金援助に関する交渉、回覧板などを活用した人材の募集や募金などの周知活動を効率的に実施することができます。

御岳福祉まちづくりの会では、社協からの補助金を活用しながら、地域活動を行う人や老人クラブ・子ども会・自治会役員等が委員として協議の場に参加し、お互いの活動を理解する中で、みんなで安心安全なまちづくりを進めています。

(4) 協働の場づくり ～地域の協働組織の運営を支援します～(再掲)

地域課題を地域のみんで解決していくため、協働組織等による活動の立ち上げや支援の実施、「つどいの場」づくりなど継続的に課題解決に取り組める運営体制づくりのために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地域課題をみんなで解決するため、協働組織等においてどのような活動が必要か協議し、できることから活動や協力を行う。また、ゆるやかなつながりでお互いの見守りや手助けなどを行う。
福祉系法人等	地域からの要請にに応じて、可能な範囲において課題解決に向けた事業への協力を行う。また、行政等と連携し、個別課題を抱える人の把握や支援を行う。
社協	地域たすけあい相談員（CSW）が、市民の自主的な運営の支援などを行う。地域課題を解決するために必要な人材の育成を行う。
行政（地域福祉課）	協働組織の継続的な運営やさらなる活動の活性化等を支援するために、既存事業の見直しを図りながら、協働組織活動の支援方法について検討する。

《コラム》地域活動をみんなで支えるために…

協働組織を運営する一員として、「つどいの場」への協力者の存在は欠かせません。地域課題を解決する場として、また、地域活動をはじめするための気軽な場として、「つどいの場」の持つ役割は多岐にわたります。このため、自治組織と連携して、「つどいの場」の役割を地域に理解してもらい、地域のみんでその運営を積極的に支援していくことが求められます。だれもが参加でき、だれもが協力できる活動が「つどいの場」であると言えます。

また、社協の機能として、様々なボランティアニーズに対するコーディネートがあります。市民が継続的により良い「つどいの場」を運営していけるようにするために、社協による助成支援や情報提供等を行っていきます。

(5) 継続の場づくり ～運営が継続されるよう支援します～

だれでも参加できる「つどいの場」は、地域に顔の見える関係をつくり、ちょっとした困りごとを助け合える地域づくりをめざします。今も様々な形で「つどいの場」が開かれており、「つどいの場」に決まった形はありません。地域の状況や時代の変化に応じて、形を変えながらも地域で「出会いの場」が継続されるために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	ときには運営者として、ときには参加者として、何らかの形で「つどいの場」に協力する。また、ゆるやかなつながりでお互いの見守りや手助けを行う。
福祉系法人等	地域の「つどいの場」に対し、必要に応じた協力や支援を行う。
社協	「まちの守り人講座」やボランティア養成講座などにおいて、地域のキーパーソンとなる人材育成を行う。また、社協会費の地域還元として、「つどいの場」の活動費の助成を行う。
行政（地域福祉課・健康課）	必要に応じた生活支援コーディネーターの配置を行う。「つどいの場」の取り組みなどを広報啓発する。既存の事業を見直しながら、人材育成等の運営支援を行う。さらなる地域の自主的な活動の活性化を促す。

《コラム》「つどいの場」への人材支援

現在も、「つどいの場」には多くの人に関わり、様々な地域活動につながっています。「つどいの場」で行われる活動は、保健師による健康チェックや理学療法士による介護予防・健康づくり、地域包括支援センターによる消費者被害防止の講話、地域にお住いの方が講師となって行う趣味・創作活動など、様々な支援内容があります。

地域の特色を生かした「つどいの場」に応じて、必要な人材を育成・派遣できるような仕組みづくりや事業の提案を実施していきます。

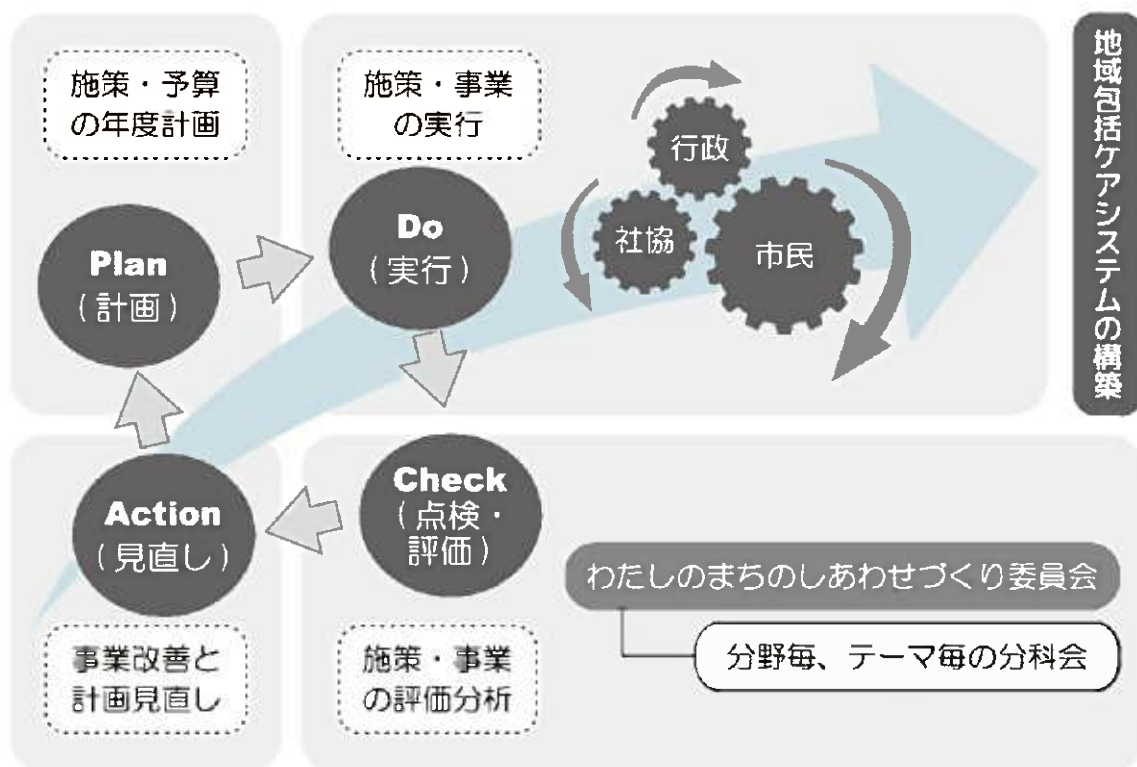
第7章 計画の推進

1 今後の推進体制

2 計画の進捗管理

PDCAサイクルにより本計画の進捗管理を毎年度行います。市や社協における地域福祉活動の実施状況について把握し、また、市関係各課や社協において計画の進捗状況を取りまとめ、それらの結果を踏まえて、「日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会」において地域福祉施策の推進における助言・提言を受け、取り組みの処置・改善を図っていきます。

本計画は、保健・医療・福祉の領域にとどまらず、地域福祉を切り口とした日常の社会全体を包含した計画です。そのため、本計画の推進においては、主に福祉分野の諸計画の進捗状況と整合性を図りながら、社会福祉に関する活動を包括していくことで、地域共生社会の実現を目指します。



3 評価指標と目標値

【重点事業1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

評価指標名	主な 関係部署等(※)	現状値	目標値 (5年後)	目標値根拠等
地域たすけあい相談員 (CSW)の配置	社協	3人	4人	3圏域に各1人 +統括1人
福祉まちづくり協議会設 置	地域福祉課、 社協	3地区	5地区	
生活支援コーディネータ ーの配置人数	地域福祉課	5人	5人	3圏域2層3人 +1層2人
第2層協議体の実施	地域福祉課	3回	12回	3圏域×年4回
第1層協議体の実施	地域福祉課、 社協	年1回	年2回	

【重点事業2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

評価指標名	主な 関係部署等	現状値	目標値 (5年後)	目標値根拠等
支援調整会議の開催	地域福祉課、 介護福祉課、 子育て支援課、 健康課、 生活安全課、 学校教育課、 収納課、 社協	8回	12回	毎月1回
地域たすけあい相談員 (CSW)による何でも 相談件数	社協	204件/年	400件/年	一人100件/ 年
生活困窮者等に関する研 修会開催回数	社協	5回/年	5回/年	隔月
当事者交流会の場づくり	地域福祉課、 社協	10カ所※	13カ所	2年1カ所増
生活困窮相談件数	地域福祉課、 社協	3887件	5830件	年約10%増

【重点事業3】協働による地域の見守り支援体制の充実

評価指標名	主な 関係部署等	現状値	目標値 (5年後)	目標値根拠等
認知症サポーター養成人数	地域福祉課、 社協	4,193人	5,500人	年約220人 増
まちの守り人養成人数	地域福祉課、 社協	617人	3,117人	500人/年
精神保健福祉ボランティアす ばる	社協	11人		
こども110番登録戸数	学校教育課	548戸	600戸	年約10戸増
やさしい手ネット登録者数	地域福祉課			
避難所開設訓練実施回数	危機管理課	1回/年	1回/年	5年で全9小 学校区目処
地域の自主防災組織数	危機管理課	38団体	35団体	全19区に設 立(重複あり)
地域の自主防犯組織数	生活安全課	30団体	29団体	全19区に設 立(重複あり)
福祉まちづくり協議会の設置	社協	3	5	再掲
災害時要援護者数	危機管理課	1,083人	1,370人	年約50人増
高齢者世帯福祉票登録世帯数	地域福祉課	911世帯	1,150世 帯	年約50世帯 増
民生委員児童委員による赤ち ゃん訪問の割合	健康課	99.98%	100%	対象者全員
福祉事業者交流会開催回数	地域福祉課、 社協	0回/年	2回/年	5年後までに 軌道に乗せる
ボランティア・市民活動に関す る相談件数	市民協働課、 社協	224件/年	274件/年	年約10件増
各種ボランティア養成講座受 講者人数	社協	66人/年	60人/年	年60人養成

【重点事業4】地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編

評価指標名	主な 関係部署等	現状値	目標値 (5年後)	目標値根拠等
地域の人材情報の集約	地域福祉課、 市民協働課、 生涯学習課、 社協	未実施	実施	
助成金等の情報の集約	地域福祉課、 社協	未実施	実施	
評価指標名	主な 関係部署等	現状値	目標値 (5年後)	目標値根拠等
空家バンク登録件数	地域福祉課、 都市計画課、 社協	未実施 0件	実施 25件	空家対策計画 32件(平成37 年度)
福祉有償運送実施事業者 数	地域福祉課、 社協	2事業者	3事業者	

【重点事業5】「つどいの場」の開設支援

評価指標名	主な 関係部署等	現状値	目標値 (5年後)	目標値根拠等
つどいの場の開設	地域福祉課、 社協	65カ所※	90カ所	年約5カ所増
地域での座談会等開催回 数	地域福祉課、 社協	14回	95回	再掲
区・自治会での協働組織 の設置	地域福祉課、 社協	2カ所	19カ所	再掲
生活支援コーディネータ ーの配置人数	地域福祉課	5人	5人	再掲
各種ボランティア養成講 座受講者延人数	社協	265人/年	300人/年	再掲

資料編

1 計画見直しの経緯

(1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会の開催日程

	日時	内容
第1回	令和元年5月23日	○計画の見直しについて ○福祉コミュニティ意識調査について
第2回	令和元年11月7日	○福祉コミュニティ意識調査の結果について ○計画見直し(骨子案)について
第3回	令和元年12月12日	○計画見直し案について ○パブリックコメントについて
第4回	令和2年 月 日	○パブリックコメントの報告について

2 計画策定委員会等設置要綱

(1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会設置要綱

平成26年 2月28日
要綱第14号

(設置)

第1条 地域社会を構成する市民や団体等が、相互に協力し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられ、しあわせな日常生活を営むことができるように、地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るため、日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 日進市は、地域福祉の推進を図るにあたり、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項の規定により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である社会福祉法人日進市社会福祉協議会(以下「社協」という。)と協働して実施するものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 日進市が所管する地域福祉計画及び社協が所管する地域福祉活動計画(以下「地域福祉計画等」という。)の策定に関すること
- (2) 地域福祉計画等の事業推進及び評価に関すること
- (3) その他地域福祉の推進に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 区長経験者
- (3) 民生委員児童委員の代表者
- (4) 市民活動団体構成員
- (5) 教育機関構成員
- (6) 社会福祉関係事業者
- (7) 公募の市民
- (8) その他市長が必要と認める者

3 委員会は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

4 委員会は、必要に応じて地域福祉の推進のために必要な会議等を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の会議については市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(秘密の保持)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(謝礼)

第8条 委員に対する謝礼は、当該年度の予算の範囲内において支給する。

(庶務)

第9条 委員会において、主に地域福祉計画に関する庶務は福祉部福祉課が処理し、主に地域福祉活動計画に関する庶務は社協が処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、平成26年3月31日をもって廃止する。

(1) 日進市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成16年日進市要綱第16号)

(2) 日進市地域福祉計画に係るにっしん支え合い市民会議設置要綱(平成16年日進市要綱第30号)

(3) 日進市地域福祉推進協議会設置要綱(平成18年日進市要綱第25号)

(4) 日進市地域福祉推進連絡会議設置要綱(平成18年日進市要綱第26号)

3 この要綱は、平成26年4月16日から施行する。

3 計画策定にご協力いただいた委員

(1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会

氏名	選任する内容	備考
◎ 谷口 功	学識経験を有する者	椋山女学園大学人間関係学部准教授
長谷川 純	区長経験者	南ヶ丘区長経験者
伴 律子	民生委員・児童委員 代表者	日進市民生・児童委員協議会
土井 芳己	市民活動団体関係者	日進市老人クラブ連合会会長経験者
○大野 忠夫		日進市ボランティア連絡協議会
松原 健	教育機関関係者	西小学校長
秋田 有加里		愛知淑徳大学コミュニティ・コラボレーションセンター
山田 幹雄	社会福祉関係事業者	社会福祉法人あかいけ寿老会 赤池学区家庭教育推進委員会
興梠 精視		社会福祉法人きまもり会
成田 ゆき江		社会福祉法人日東保育園
幸村 朋子	公募の市民	公募市民
井口 紘一	その他市長が必要と 認める者	日進市わたしのまちのサポーター会議委員長
数井 美津子		日進市わたしのまちのサポーター会議副委員長

◎委員長 ○副委員長

4 計画見直しに関わる市民からの意見聴取

(1) 日進市福祉コミュニティ意識調査

対 象	市内2,500世帯
期 間	令和元年6月5日から令和元年6月17日まで
実施方法	郵送法によるアンケート調査

(2) パブリックコメント

期 間	令和元年12月 日から令和2年1月 日
実施方法	日進市役所窓口、日進市社会福祉協議会窓口及び日進市公式ホームページ等において第2次日進市地域福祉計画・第4次日進市地域福祉活動計画(見直し案)を公表、その内容に対する意見徴収

5 地域福祉に関わる本市の各種データ

高齢者の年齢内訳状況

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年	平成 31 年
65～74 歳(前期高齢者)人数	6,429	8,300	9,269	8,974
75 歳～(後期高齢者)人数	4,081	5,448	6,730	9,151
合計	10,510	13,748	15,999	18,125

資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口(各年 4 月 1 日現在)

要支援・要介護認定者数の状況

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年	平成 31 年
要支援認定者数	195	550	750	923
要介護認定者数	1,239	1,337	1,661	1,932
合計	1,434	1,887	2,411	2,855

資料：介護福祉課(各年 4 月 1 日現在)

障害のある人(手帳所持者数)の状況

手帳種別	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年	平成 31 年
身体障害者手帳所持者数	1,484	1,812	1,939	2,004
療育手帳所持者数	205	247	333	394
精神障害者保健福祉手帳所持者数	112	258	430	692
合計	1,801	2,317	2,702	3,090

資料：介護福祉課(各年 4 月 1 日現在)

子どもの年齢内訳状況

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年	平成 31 年
0～2 歳(乳児)人数	2,583	2,924	3,112	2,949
3～5 歳(幼児)人数	2,786	2,776	3,055	3,089
6～11 歳(小学生)人数	5,304	5,570	5,683	6,139
12～14 歳(中学生)人数	2,232	2,673	2,898	2,844
合計	12,905	13,943	14,748	15,021

資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口(各年 4 月 1 日現在)

ボランティアセンター登録数

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年	平成 31 年
登録人数	1,887	1,838	1,707	1,710
登録団体数	62	80	81	76

資料：日進市社会福祉協議会(各年 4 月 1 日現在)

外国人の状況

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年	平成 31 年
外国籍住民登録人数	992	1,218	1,124	1,704

資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口(各年 4 月 1 日現在)

生活保護の状況

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年	平成 31 年
被保護者世帯数	39	67	59	73
被保護者人数	50	81	75	90

資料：地域福祉課(各年 4 月 1 日現在)

就学援助費支給の状況

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 26 年度	平成 30 年度
小学校支給人数	198	379	314	355
中学校支給人数	110	185	252	222
合計	308	564	566	577

資料：教育委員会(各年 3 月 31 日現在)

母子・父子世帯の状況

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
母子世帯数	236	278	322
父子世帯数	56	44	46

資料：国勢調査

遺児手当支給の状況

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 26 年度	平成 30 年度
年間支給人数	412	573	549	512

資料：資料：各年度自治行政の実績

市民相談の状況

(1) 法律相談(法律に関わる相談など)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 30 年度
年間受付件数	217	292	287	314

(2) 女性悩みごと相談(離婚、男女問題など)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 30 年度
年間受付件数	102	120	96	112

(3) 行政相談(日常生活での困りごとや行政への苦情など)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 30 年度
年間受付件数	14	7	10	4

(4) 人権相談(人権問題、日常の生活での心配ごと、悩みごとなど)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 30 年度
年間受付件数	9	13	6	7

(5) 消費生活相談(店とのトラブル、多重債務など)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 30 年度
年間受付件数	50	69	84	203※

資料：各年度自治行政の実績

(※平成 29 年 4 月に開設した日進・東郷消費生活センターで受付した相談のうち、日進市で受付した件数)

権利擁護支援センター相談・支援の状況(成年後見制度利用・申立手続支援など)

区分	平成 23 年度 ※	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 30 年度
年間受付件数	148	463	803	920

資料：地域福祉課(※平成 23 年 10 月開所)

民生委員児童委員の活動状況

(高齢者、児童、障害者、低所得者、母子の各種相談、支援など)

平成 17 年度	科 目		
内容別相談・支援件数 合計 1,220 件	在宅福祉関係	79 件	年金・保険関係 3 件
	介護保険関係	81 件	仕事関係 0 件
	健康・保健医療関係	16 件	家族関係 40 件
	子育て・母子保健関係	126 件	住居関係 4 件
	子どもの地域生活関係	119 件	生活環境関係 63 件
	子どもの教育・学校生活関係	116 件	日常的な支援 130 件
	生活費関係	6 件	その他 437 件
	分野別相談・支援件数 合計(再掲) 1,220 件	高齢者に関すること 597 件	子どもに関すること 411 件
その他活動件数 合計 8,531 件	調査証明事務	496 件	訪問・連絡活動 2,682 件
	諸行事会議参加	2,125 件	地域福祉活動等 3,228 件

平成 22 年度	科 目		
内容別相談・支援件数 合計 2,788 件	在宅福祉関係	173 件	年金・保険関係 5 件
	介護保険関係	64 件	仕事関係 1 件
	健康・保健医療関係	34 件	家族関係 22 件
	子育て・母子保健関係	1,006 件	住居関係 14 件
	子どもの地域生活関係	192 件	生活環境関係 51 件
	子どもの教育・学校生活関係	208 件	日常的な支援 279 件
	生活費関係	10 件	その他 729 件
	分野別相談・支援件数 合計(再掲) 2,788 件	高齢者に関すること 872 件	子どもに関すること 1,421 件
その他活動件数 合計 10,345 件	調査証明事務	193 件	訪問・連絡活動 1,175 件
	諸行事会議参加	4,599 件	地域福祉活動等 4,378 件

平成 25 年度	科 目	
内容別相談・支援件数 合計 2,427 件	在宅福祉関係 115 件 介護保険関係 41 件 健康・保健医療関係 97 件 子育て・母子保健関係 559 件 子どもの地域生活関係 243 件 子どもの教育・学校生活関係 551 件 生活費関係 10 件	年金・保険関係 2 件 仕事関係 2 件 家族関係 29 件 住居関係 15 件 生活環境関係 53 件 日常的な支援 288 件 その他 422 件
分野別相談・支援件数 合計(再掲) 2,484 件	高齢者に関すること 828 件 障害者に関すること 51 件	子どもに関すること 1,383 件 その他 222 件
その他活動件数 合計 10,422 件	調査証明事務 140 件 諸行事会議参加 4,329 件	訪問・連絡活動 1,012 件 地域福祉活動等 4,941 件

平成 30 年度	科 目	
内容別相談・支援件数 合計 1,990 件	在宅福祉関係 79 件 介護保険関係 67 件 健康・保健医療関係 379 件 子育て・母子保健関係 105 件 子どもの地域生活関係 41 件 子どもの教育・学校生活関係 132 件 生活費関係 8 件	年金・保険関係 4 件 仕事関係 2 件 家族関係 17 件 住居関係 9 件 生活環境関係 68 件 日常的な支援 696 件 その他 383 件
分野別相談・支援件数 合計(再掲) 1,990 件	高齢者に関すること 1,288 件 障害者に関すること 56 件	子どもに関すること 498 件 その他 148 件
その他活動件数 合計 11,452 件	調査証明事務 104 件 諸行事会議参加 4,535 件	調査・実態把握等 928 件 地域福祉活動等 5,885 件

資料：各年度自治行政の実績

市内のNPO法人

団体名称	主な活動														
	保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境の保全	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同参画社会	子どもの健全育成	情報化社会	経済活動の活性化	職業能力・雇用機会	消費者の保護	連絡・助言・援助
サンコムネット		○									○				○
スマイルハウス	○	○													
愛知善意ガイドネットワーク								○							
名古屋ハイデラバード協会				○				○							○
日本医学歯学情報機構	○				○			○	○						
ファミリーステーションRin			○						○	○					○
なかまの家	○	○	○	○	○				○				○		
赤池サークル会		○	○	○	○	○			○						○
リビングサポートあいあいの家	○		○						○						
水晶山市民の会	○	○	○	○	○				○						○
全国福祉理美容師養成協会	○												○		
生物多様性愛護会		○			○										
サポート日進		○	○		○	○			○		○			○	○
愛知シュタイナー学園		○		○					○						
LIBERAS	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○
海賊船				○					○						
じゃんぐるじむ	○	○	○				○		○				○		○
尾張東部権利擁護支援センター	○	○					○							○	○
子桜	○														
健やかネットワーク	○		○	○			○		○				○	○	○
トッポリーノ		○		○				○	○				○		○
特定非営利活動法人緑の列島ネットワーク		○	○		○										○
グローバル・ヴィレッジ愛知		○	○	○			○	○							
親育ネットワーク		○							○				○		○

資料：内閣府による全国のNPO法人情報検索(平成26年度)

にっしん⁰⁰⁰幸せまちづくりスラン

第2次日進市地域福祉計画
第4次日進市地域福祉活動計画
(平成27年度～令和6年度)

発行日：令和2年3月

発行：日進市、社会福祉法人日進市社会福祉協議会

編集：日進市健康福祉部地域福祉課 日進市社会福祉協議会

愛知県日進市蟹甲町池下268番地

電話：0561-73-7111(代)

FAX：0561-72-4554

E-Mail：chiikifukushi@city.nisshin.lg.jp

愛知県日進市蟹甲町中島22番地

電話：0561-73-4885

FAX：0561-73-4954

E-Mail：info@nisshin-shakyo.or.jp

